

平成 30 年度

包括外部監査報告書

及び報告書に添えて提出する意見

新地方公会計制度における固定資産の認識と  
その有効活用について

平成 31 年 3 月

郡山市包括外部監査人  
上 石 三 好



## 《 目 次 》

第1部	包括外部監査の概要	1
第2部	包括外部監査の結果	4
I	全般的事項	4
1	総務省の新地方公会計の概要	4
2	郡山市の財務諸表作成基準及び固定資産管理マニュアルの概要	14
3	新地方公会計制度の運用上の問題点等	20
(1)	新地方公会計制度について	20
(2)	有形固定資産について	21
(3)	大規模耐震工事について	24
(4)	リース資産について	27
(5)	リース資産の償却について	28
(6)	リース取引の資産と支払利息の区分について	30
(7)	リース資産の取得価額について	32
II	平成29年度完成の大型工事の会計処理について	33
1	開成山屋内水泳場整備事業について	34
2	西田学園義務教育学校整備事業について	42
3	中央図書館耐震改修事業について	47
4	河内及び富久山クリーンセンター整備事業（長寿命化事業） について	51
III	開始時見積金額が1取引単位で30億円以上の資産について	56
IV	公有資産の有効活用について	100
1	普通財産の利用	100
2	公有財産の活用状況	104
3	けんしん郡山文化センターについて	108
4	土地開発基金保有財産について	111

## 第 1 部 包括外部監査の概要

### 1 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査人の監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

#### (1) 監査テーマ

新地方公会計制度における固定資産の認識とその有効活用について

#### (2) 監査対象部局

財務部 財政課 公有資産マネジメント課

#### (3) 監査の範囲

平成 29 年度に執行したもの。

ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。

### 3 特定事件の選定理由

郡山市は、平成 27 年度より新地方公会計制度を導入した。新地方公会計制度は、今までの現金主義から発生主義へ、単式簿記から複式簿記へ変更され、固定資産の認識及び計上と、固定資産の費用配分である減価償却の計算が重要な役割を果たしている。

新地方公会計制度及び市の固定資産管理マニュアルの内容を調査し、固定資産管理マニュアルに準じて処理をしているか、固定資産を有効活用しているか確認するため選定した。

### 4 包括外部監査の実施期間

平成 30 年 7 月 12 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

## 5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

### (1) 包括外部監査人

上 石 三 好 (公認会計士)

### (2) 補助者

鈴 木 一 徳 (公認会計士)

比 佐 善 宣 (公認会計士)

田 中 亮 (公認会計士)

阿 部 哲 (公認会計士)

半 沢 裕 子

## 6 監査の方法

### (1) 監査の視点

- ① 固定資産の計上時期、計上金額は妥当か。
- ② 固定資産の費用配分すなわち減価償却費の計算の開始時期、耐用期間は妥当か。
- ③ 固定資産は有効に活用されているか。

### (2) 監査手続

- ① 平成 29 年度に完成した大型工事について
  - i) 開成山屋内水泳場整備事業
  - ii) 西田学園義務教育学校整備事業
  - iii) 中央図書館耐震改修事業
  - iv) 河内及び富久山クリーンセンター整備事業 (長寿命化事業)
  - ・ 取得費に付随費用が妥当に配分されているか。
  - ・ 耐用年数は妥当か。
- ② 固定資産台帳上に 30 億円以上で計上されている項目について
  - ・ 固定資産及び減価償却累計額附属明細書に計上されているか。
  - ・ 減価償却累計額附属明細書が財務諸表の貸借対照表の固定資産に一致しているか。
  - ・ 減価償却費の耐用年数は妥当か。
- ③ 普通財産の活用状況

## 7 包括外部監査の結果

新地方公会計制度における固定資産の認識とその有効活用について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・・・・・・7件

意見・・・・・・・・7件

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9 金額等の表示

報告書及び意見書中の表等の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

## 第2部 包括外部監査の結果

### I 全般的事項

#### 1 総務省の新地方公会計制度の概要

総務省では、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表した。原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう全ての都道府県及び市区町村等に要請している。マニュアルは平成28年5月に改定されている。

総務省作成の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成28年5月改訂）」の主な内容は次のとおりである。

**財務書類作成にあたっての基礎知識**によると下記のとおりである。

企業会計は、複式簿記による発生主義会計を採用していますが、地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性に優れた単式簿記による現金主義会計を採用しています。このように、地方公共団体と民間企業では、採用されている会計制度は異なりますが、はじめに、単式簿記と複式簿記、現金主義会計と発生主義会計の違いについて解説します。

#### 1. 単式簿記と複式簿記

簿記とは、「特定の経済主体の活動を、貨幣単位といった一定のルールに従って帳簿に記録する手続き」であり、報告書（決算書等）を作成するための技術ですが、記帳方法により、「単式簿記」と「複式簿記」に区分されます。

単式簿記と複式簿記	
単式簿記	経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法（官庁会計）
複式簿記	経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法（企業会計）

## 2. 現金主義会計と発生主義会計

会計とは、「経済主体が行う取引を認識（いつ記録するか）・測定（いくらで記録するか）した上で、帳簿に記録し、報告書を作成する一連の手続き」をいいますが、取引の認識基準の考え方には、「現金主義会計」と「発生主義会計」があります。

### 現金主義会計と発生主義会計

**現金主義会計** 現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する。
- × 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない。

**発生主義会計** 経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）

- 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる。
- × 投資損失引当金と行った主観的な見積りによる会計処理が含まれる。

上記のとおり、発生主義会計では、減価償却費等といった見えにくいコストも含む正確なコストの認識が可能となり、経済的事実の発生に基づいた「適正な期間損益計算」を行うことができます。例えば車については、複数年の利用が可能である中で、取得年度に一括で費用を計上するのではなく、利用可能な年度（耐用年数）に渡って費用を配分することとなります（このことを「費用配分の原則」といいます。）。上記会計手続きを「減価償却」といいます。



### 3. 地方公共団体と民間企業の会計

以上を踏まえ、地方公共団体（官庁会計）と民間企業（株式会社）の会計の主な違いを以下に記載します。

【地方公共団体と民間企業の会計】		
項目	地方公共団体（官庁会計）	民間企業（企業会計）
作成目的	住民の福祉の増進	利益の追求
報告主体	首長	取締役
報告先	住民（提出先は議会）	株主（提出先は株主総会）
説明責任	議会の承認・認定（予算・決算） →事前統制（予算）の重視	株主総会の承認（決算） →事後統制（決算）の重視
簿記方式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義会計	発生主義会計
出納整理期間	あり	なし

#### 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 には、出納の閉鎖について次のように規定がある。

（出納の閉鎖）

第 235 条の 5 普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。

4 月 1 日より 5 月 31 日まで、出納整理期間といわれる。

出納整理期間は、本来、前会計年度末までに確定した債権債務について、所定の手続きを了し、現金の未収未払いの整理のみを行うために設けられている期間である。

**財務書類作成要領**の第 3 章一般会計等財務書類の作成要領 I 貸借対照表 83 によると、「資産及び負債の科目の配列については固定性配列法によるものとし、資産項目と負債項目の流動・固定分類は原則として1年基準とします。」とある。

固定性配列法とは、貸借対照表を作成する場合、次のように固定資産及び固定負債が流動資産及び流動負債より上位に記載される。

貸借対照表			
(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)			
科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b> 固定資産 有形固定資産 事業用資産 土地 立木竹 建物 建物減価償却累計額 工作物 工作物減価償却累計額 ・・・ 建設仮勘定 インフラ資産 土地 建物 建物減価償却累計額 工作物 工作物減価償却累計額 ・・・ 建設仮勘定 物品 物品減価償却累計額 無形固定資産 ・・・		<b>【負債の部】</b> 固定負債 地方債 長期未払金 退職手当引当金 損失補償等引当金 その他 流動負債 1年内償還予定地方債 未払金 未払費用 前受金 前受収益 賞与等引当金 預り金 その他 負債合計	
		<b>【純資産の部】</b> 固定資産等形成分 余剰分（不足分）	

流動資産			
現金預金			
未収金			
短期貸付金			
基金			
財政調整基金			
減債基金			
棚卸資産		純資産合計	
その他			
徴収不納引当金			
資産合計		負債及び純資産合計	

流動性配列法は、民間企業で採用され、流動資産及び流動負債が固定資産及び固定負債より上位に記載される。

1年基準は、1年以内に現金預金などになるものや支払うべきものを流動資産、負債とする。

## 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

総務省作成の「統一的な基準による地方公会計マニュアル(平成28年5月改訂)」の固定資産評価及び固定資産台帳整備の手引の項目を引用している。

### IV 固定資産台帳の記載対象範囲

#### 3 リース資産 (P5～6)

27. 所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は、通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとされていますが、「重要性の乏しいもの」としては、(中略) ③当該地方公共団体の活動において重要性の乏しいものでリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引

28. リース資産の評価基準については、取得価額(貸し手の購入価額が判明している場合は貸し手の購入価額、不明な場合はリース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額)とし、所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産と同様の方法により減価償却費等を算定します。

29. リース資産に該当する資産については、(中略)リース料の総額(利息相当額を除く)を資産(有形固定資産または無形固定資産)と負債(その他)の双方に計上します(利息相当額は、原則として返済されていないリース債務の残高に一定率を乗じて計算した結果を支払利息相当額とする方法により配分された額を、支払利息として処理します。)(以下略)

【リース資産の評価方法】		
種類	所有権移転	所有権移転外
取得価額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸し手の購入価額が判明している場合 → 貸し手の購入価額</li> <li>・ 貸し手の購入価額が不明な場合 → リース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸し手の購入価額が判明している場合 → リース料総額の割引現在価値と貸し手の購入価額または見積現金購入価額とのいずれか低い額</li> <li>・ 貸し手の購入価額が不明な場合 → リース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額</li> </ul>

耐用年数	・ 経済的使用可能予測期間	・ リース期間（ただし、再リース期間を含めてファイナンス・リース取引の判定を行った場合は、再リース期間も耐用年数に含める）
減価償却	定額法	

## V 固定資産台帳の記載単位

### 2 付随費用 (P8)

39. 有形固定資産の取得価額は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五-Dに準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。(以下略)

### 3 資本的支出と修繕費の区分 (P8)

41. また、既存の償却資産に対して行った資本的支出については、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行っていくこととします。

### 法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分 (P9)

区分	内 容	
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	(1) 建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替えなど改造または改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる
修繕費	定義	通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	(1) 建物の移えいまたは解体移築をした場合（移えいまたは解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く）におけるその移

	<p>えいまたは移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る</p> <p>(2)機械装置の移設に要した費用（解体費を含む）の額</p> <p>(3)地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く</p> <p>イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合</p> <p>ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合</p> <p>ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合</p> <p>(4)建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなつたために行う床上げ、地上げまたは移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものであるなど明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く</p> <p>(5)現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道または砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額</p>
--	---

## VI 減価償却・耐用年数等 (P9～11)

42. 償却資産については、毎会計年度減価償却を行うものとし、減価償却は、種類の区分ごとに定額法によって行うものとします。なお、開始時の道路、河川及び水路に係る減価償却については、実務的には、例えば道路資産の構成部分ごとの把握が困難な場合もあることから、簡便的な減価償却の方法として、道路等の類似した一群の資産を一体として総合償却するような償却方法も許容することとします。

43. 取替法については、今後の検討課題とし、当面は適用しないこととしますが、その有用性等を検証する観点から、既に取替法を適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することを妨げません。

44. 償却資産の各会計年度の減価償却額は、当該固定資産の当該会計年度期首における取得価額等に、耐用年数に応じた償却率を乗じて算

出した金額とします。

45. 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」といいます。）に従うこととし、（中略）なお、端数が生じた場合においては、1円未満を切り捨てます。

（略）

49. また、建物等の改築や更新等を実施した場合であって、資本的支出に該当する場合は、41段落のとおり、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行うこととしていますが、このような資産の長寿命化対策と耐用年数との関係については、今後の検討課題とします。

50. 各会計年度の中途において取得した固定資産の減価償却については、使用の当月または翌月から月数に応じて行うことを妨げません。

（略）

54. 中古の償却資産を取得した場合の耐用年数については、耐用年数省令等の取扱いに準じて、以下のとおり算定します。

①見積法による耐用年数

当該資産を事業の用に供した時以降の使用可能期間として、資産の摩滅・摩耗の程度等から客観的かつ合理的に見積もられた年数

②簡便法による耐用年数

見積法により耐用年数を見積もることが困難なものは、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれに定める年数（その年数が2年未満の場合は2年）

○法定耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数 × 20%

○法定耐用年数の一部を経過した資産

（法定耐用年数 - 経過年数） + 経過年数 × 20%

（略）

56. 償却資産について、耐用年数を経過した後においても存する場合は、原則として備忘価額1円（残存価額なし）を計上します。ただし、無形固定資産については、備忘価額は計上しません。

（略）

## Ⅶ 資産の評価基準・評価方法

### 1 総則 (P12)

62. 土地等の非償却資産、建物や工作物等の償却資産は、それぞれ独立したものとして取扱います。(ただし、36 段落のとおり、開始時簿価の算定のための減価償却計算については、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとします。)

### 2 有形固定資産 (P13)

65. 物品は、地方自治法第 239 条第 1 項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に、その取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げないこととします。

なお、取得原価が不明な資産については、原則として再調達原価とします。

固定資産の減価償却は発生主義会計において重要な手続きであり、固定資産の取得価額（附属費用含む）を耐用期間に一定の償却方法で配分するものであり、期中で取得し使用に供した場合、その月から償却するのが慣習となっている。

44 段落において、期首における取得価額等に耐用年数に応じた償却率を乗じて算出するとあるので、期中に取得した場合は償却しないことを原則とし、50 段落において期中取得の減価償却は妨げませんとしている。



## 2 郡山市の財務諸表作成基準及び固定資産管理マニュアルの概要

郡山市は、平成 27 年度から新公会計制度を導入した。平成 23 年に東京都が中心となって新公会計制度普及促進連絡会議が発足したが、郡山市もこの普及促進連絡会議に参加し、日々の会計処理の段階から複式簿記による仕訳を行っている。

この普及促進連絡会議の貸借対照表いわゆる「東京方式」の貸借対照表は流動性配列法を採用しており、「総務省方式」は固定性配列法である。

郡山市作成の「固定資産管理マニュアル」平成 27 年 4 月（平成 30 年 7 月改訂）の主な内容は次のとおりである。

### はじめに (P1)

本マニュアルは、新公会計制度における固定資産台帳の整備及び保守にあたり、固定資産管理の実務的な手順の共有化を図るためのものです。

【凡例】新公会計：本市が平成 27 年 4 月から導入する複式簿記による会計

## 第 1 章 新公会計制度における固定資産台帳

### 3. 固定資産に関する処理の基本ルール

#### (2) 減価償却とは (P5)

##### ① 減価償却の意味

減価償却は、複式簿記特有の考え方で、資産の対価は、取得した年度のみで負担するのではなく使用期間（＝耐用年数）全体で負担するという考え方により、使用期間中の費用として処理すると同時に、資産の価値を減少させていきます。

本市では年度単位でこの処理を行いますが、(以下略)

なお、この耐用年数は、減価償却処理上のものであり、使用可能年数とは必ずしも一致しません。

##### ② 減価償却対象資産

主に次の資産が対象となります。

経過年数や使用により価値が減少しない資産（土地、土地に設定されている用益物権、美術品）は対象となりません。

- ・有形固定資産のうち、「建物」「工作物」
- ・無形固定資産のうち、無体財産権、ソフトウェア
- ・物品（美術品を除く）
- ・リース資産（美術品を除く）

③ 減価償却資産の耐用年数

資料編の耐用年数一覧表によります。

ただし、次のものについては、例外として個別に設定することを可能とします。

④ 減価償却累計額と残存価格

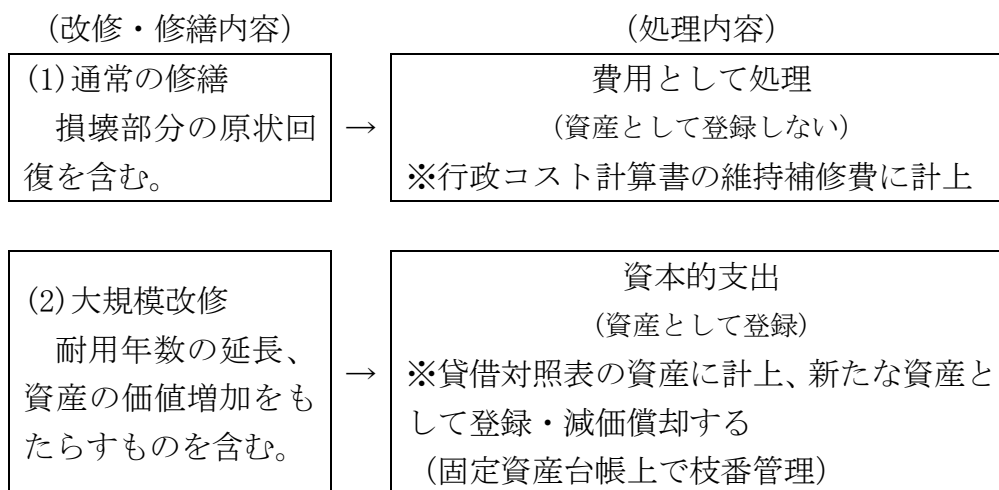
当該資産を取得してから、経過年度期間中に行ってきた減価償却費の合計額を減価償却累計額として有形固定資産の取得価格（又は再調達価格）から控除します。

（以下略）

第2章 財産異動事務のフロー

2. 改修・修繕 (P11)

建物、工作物（道路、橋梁を含む）の修繕・改修を行った場合、その内容により次の2通りの処理があります。



《参考：工事の判断例》(P12)

④新しい機能等の付加、面積の拡張、資産の改造

工事例：耐震補強工事

→(2)大規模改修（資産）となる。

備考：新しい機能等の追加とは、現在ない機能を付与する場合です。既にある機能の補修は、登録単位の資産本体の法定耐用年数が延長される場合を除き③相当です。（③→資産の寿命を維持するために行う周期的な修繕）

### 第3章 各資産の計上・評価の基準

#### 2. 工作物①（道路、橋梁、トンネル以外の工作物）（P21）

##### ② 計上対象

市所有地上の工作物：計上単位の取得価額が150万円以上のもの

借地上の工作物：全ての工作物（150万円未満を含む）

（略）

##### ⑥ 減価償却方法（P22）

定額法（残存価格1円）

ただし、彫刻等の美術品については、評価替対象資産のため、減価償却は行わない。

#### 3. 建物（P23）

##### ⑤ 評価方法

評価時点	資産状況	評価方法
新公会計導入時	取得価額不明	<u>再調達価格</u> ＝面積×建物再調達価格基準 建築単価
	取得価額が判明	<u>取得価額</u> （付随費用を含む）
新公会計導入後	購入等有償取得資産	<u>取得価額</u> （付随費用を含む）
	寄付等無償取得資産	<u>取得相当価格</u> ＝面積×建物再調達価格基準 建築単価

（略）

##### ⑥ 減価償却方法（P24）

定額法（残存価格1円）

##### ⑦ 留意点（P24）

###### 【中古建物を取得した場合の耐用年数】

中古建物を取得した場合は、巻末の「耐用年数一覧表」に基づく耐用年数と異なる場合がありますので、下表の基準（簡便法）により耐用年数を算出します（注）。

ただし、専門家調査等により取得以降の使用可能期間の合理的見積がされている場合は、その年数とします。

資産の内容		耐用年数
(i)	取得時に当該資産の取得価額相当額の50%以上の金額に相当する改修工事を行ったとき	法定耐用年数
(ii)	(i)以外で、建設時からの経過年数が法定耐用年数の全部を経過した資産	法定耐用年数×20%
(iii)	(i)以外で、建設時からの経過年数が法定耐用年数の一部を経過した資産	(法定耐用年数－経過年数) ＋ (経過年数×20%)

(注) 新公会計導入前に取得した中古建物については、(i)によるものとする。

(以下略)

#### 4. 建物附属設備

##### ② 計上対象 (P26)

財務省令を参考に、150万円以上、かつ、建物の建替よりも改修のタイミングが早いものについて、次の設備を建物から分離して別個に計上する。

単位・種類	耐用年数
電気設備 (照明設備を含む。)	15年
給排水設備	15年
衛生設備	15年
ガス設備	15年
空調設備 (冷暖房、通風など)	15年
熱源機器設備 (ボイラー設備など)	15年
昇降機設備 (エレベーター・エスカレーター)	17年
エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	12年
消防設備 (消火、災害報知など)	8年
通信・情報設備工事	18年
前掲のもの以外で主に金属製のもの	18年
前掲のもの以外で主に金属製以外のもの	10年

(以下略)

⑥ 減価償却方法 (P27)  
定額法 (残存価格 1 円)

⑦ 留意点 (P27)

【公有財産台帳との関係】

財産規則に基づき、公有財産台帳上では工作物として管理されているが、公会計上においては建物の一部であるため、勘定科目は「建物」となる。

5. 道路

(1) 市道

⑥ 減価償却方法 (P29)  
工作物 (舗装部分、その他) のみ定額法 (残存価格 1 円)  
土地部分は減価償却対象外

6. 工作物② (橋梁、トンネル)

⑥ 減価償却方法 (P33)  
定額法 (残存価格 1 円)

7. 物品

② 計上対象 (P34)  
美術品 : 取得価額 (相当額) が 300 万円以上の備品  
美術品以外 : " 50 万円以上の備品  
(略)

⑥ 減価償却方法 (P34)  
定額法 (残存価格 1 円)  
ただし、美術品については、評価替対象資産のため、減価償却は行わない。

(以下略)

10. 用益物権 (地上権、地役権、温泉権等)

⑥ 減価償却方法 (P40)  
地上権、地役権 : 減価償却対象外  
温泉権 (源泉権) : 定額法 (残存価格 0 円)  
その他 : 財務省令による。

(以下略)

11. 無体財産権（ソフトウェア以外）

- ⑥ 減価償却方法（P42）  
定額法（残存価格 0 円）

12. ソフトウェア

- ⑥ 減価償却方法（P43）  
定額法（残存価格 0 円）

13. リース資産

- ④ 勘定科目（P45）  
リース資産

(略)

- ⑥ 減価償却方法（P45）  
定額法

ただし、耐用年数及び残存価格は、次の基準により決定する。

リース契約内容		耐用年数（残存価格）
(i)	リース期間終了後、市へ所有権が移転されるもの	法定耐用年数 (残存価格 1 円)
(ii)	リース期間中、市が当該物件を割安に購入できる権利が与えられているもの	
(iii)	リース物件が市の用途に合わせて特別仕様となっており、当該物件の使用が本市のみに限定されるもの	
(iv)	上記以外の場合	リース期間 (残存価格 0 円)

- ⑦ 留意点（P45）

【リース契約締結時】

新公会計導入後に新たにファイナンスリース契約を締結する場合は、契約時にリース料の元金部分と利子相当分が明記された書類の提出を相手方に依頼してください。

このとき、支払回数ごとのリース料の元金と利子相当分の内訳が分かる書類であれば、リース料支払い時の仕訳入力が簡易になります。

### 3 新地方公会計制度の運用上の問題点等

#### (1) 新地方公会計制度について

官庁会計は単式簿記ではなく、取引の一面の相手先を指定金融機関の預金とした複式簿記であり、出納整理期間は短期的な発生主義とも言える。その結果、長期の債権債務（引当金を含む）は計上しない他、固定資産の認識をしていなかった。

総務省方式及び郡山方式は、固定資産の認識とその費用配分が大きなテーマとなっている。

企業会計原則とは、昭和24年(1949年)に実務の中に慣習として発達したもののなかから一般に公正妥当と認められたところを要約し、企業会計の改善統一の目的で設定されたものである。

その中に、資産の貸借対照表価額の規定がある。

#### 第三 貸借対照表原則

##### 五 資産の貸借対照表価額

貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。

D 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。(以下略)

償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。

E 無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。

固定資産の減価償却の方法としては、次のようなものがある。

定額法：固定資産の耐用期間中、每期均等額の減価償却費を計上する方法

定率法：固定資産の耐用期間中、每期期首末償却残高に一定率を乗じた減価償却費を計上する方法

(2) 有形固定資産について

企業会計原則上、有形固定資産は「当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し」とあり、取得、使用に供したときから減価償却することになっている。

法人税法によると、事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例として次のようになっている。

1年間の償却額を計算して、当該事業の月数で除し、これにその事業の用に供した日から事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額。なお、月数の計算は暦にしたがって計算し、1か月に満たない端数を生じたときはこれを1か月とする。

減価償却の具体例を示すと次のとおりである。

- ・取得価額が1,000,000円で耐用年数が5年とする。
- ・償却率は定額法の場合0.200で定率法の場合は0.369である。

以前は耐用年数経過後の残存価額は取得価額の10%とされていた。

(単位:円)

年	定 額 法	未償却額
1	$(1,000,000 - 1,000,000 \times 10\%) \times 0.200 = 180,000$	820,000
2	〃 = 180,000	640,000
3	〃 = 180,000	460,000
4	〃 = 180,000	280,000
5	〃 = 180,000	100,000

年	定 率 法	未償却額
1	$1,000,000 \times 0.369 = 369,000$	631,000
2	$631,000 \times 0.369 = 232,839$	398,161
3	$398,161 \times 0.369 = 146,921$	251,240
4	$251,240 \times 0.369 = 92,707$	158,533
5	$158,533 \times 0.369 = 58,498$	100,035

郡山市の固定資産管理マニュアルの第1章の3(2)④について、「残存価格」は耐用年数経過の価値を言うので、取得価額から減価償却累計額で控除したものは帳簿価額又は未償却残高という。

税制改正により、平成19年4月1日以降残存価額が廃止された。その結果、



定額法は取得価額に償却率をかける。定率法は償却率を定額法の償却率の250%とし、平成24年4月1日以降取得減価償却資産は定率法の償却率を定額法の償却率の200%とされた。

平成24年4月1日以降の定額法の計算は次のとおりである。

(単位:円)

年	定 額 法	未償却額
1	$1,000,000 \times 0.200 = 200,000$	800,000
2	〃 $= 200,000$	600,000
3	〃 $= 200,000$	400,000
4	〃 $= 200,000$	200,000
5	〃 $= 199,999$	1 ←備忘価額

これを残存価額1円の場合次のようになる。

年	定 額 法	未償却額
1	$(1,000,000 - 1) \times 0.200 = 199,999$	800,001
2	〃 $= 199,999$	600,002
3	〃 $= 199,999$	400,003
4	〃 $= 199,999$	200,004
5	〃 $= 199,999$	5 ←備忘価額

平成29年度、郡山市屋内水泳場が完成し、7月より使用に供している。9か月間使用に供しているが、期首に計上されていないので償却は実施していない。総額42億6,800万円、耐用年数は電気設備工事等の15年から建物の50年までであるが、減価償却費を計算すると1年間で160,908,978円である。これを9か月分計算すると次のようになる。

$$160,908,978 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} \times 9 \text{ か月} = 120,681,733 \text{ 円}$$

減価償却費は耐用期間に渡る費用配分であるので、使用した月から月割計算すべきであると思われる。総務省の統一的な基準による地方公会計マニュアル44段落において「償却資産の各会計年度の減価償却額は、当該固定資産の当該会計年度期首における取得価額等に、耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額とします」とあるが、50段落において「各会計年度の中途において取得した固定資産の減価償却については、使用の当月または翌月から月数に応じて行うことを妨げません」としている。

## 【指摘事項】

### ① 残存価額と備忘価額について

平成19年の税制改正により残存価額は廃止され、備忘価額を記載することとなった。残存価額とは、固定資産の耐用年数経過後の価値をいい、備忘価額は管理上価値がなくても1円とする会計用語である。

郡山市の方式によると、備忘価額を残存価額としている。この結果次のような計算のミスがある。

正しくは、「取得価額×定額法の償却率＝減価償却費」  
となるべきであるが、残存価額1円とすると、「(取得価額－残存価額1円)  
×定額法による償却率＝減価償却費」となる。総務省方式も残存価額0円  
となっているので、残存価額0円、備忘価額1円とすべきである。

### ② 中古資産の耐用年数について

耐用年数経過後に取得する中古資産の耐用年数は、法定耐用年数の2割とされている。法定耐用年数5年の場合、耐用年数が1年となるが、総務省方式は、最低でも2年となっている。そのため、郡山方式の中古資産で耐用年数が1年となる場合は、2年とするべきである。

#### ○耐用年数が1年となっている資産

環境保全センター	還元気化式水銀測定装置／NICRA-3	892,500円
〃	フッ素蒸留装置	1,371,600円

### ③ 富久山クリーンセンターについて

計量集計装置ソフトウェア賃貸借買取 928,800円

上記資産はリース終了後の買取資産で消耗品費で処理されているが、資産として計上すべきである。なお、耐用年数は法定耐用年数5年の経過後の取得であるが、5年×20%＝1年ではなく2年とすべきである。

さらに、資産の計上に伴い、既存の取得価額と減価償却累計額9,677,099円は相殺すべきである。

### ④ 西田学園敷地整備工事の維持補修工事について

仕訳内訳表によると維持補修工事8,426,799円（設計額）のうち5,904,293円は排水工事であった。内容は、排水管施設工事であり一般的には固定資産として計上すべきものである。

平成27年4月（平成30年7月改定版）の固定資産管理マニュアルによると、その他工作物の耐用年数表には排水工事に該当するものが記載され

ていないが、建物附属設備の給排水設備やその他の工作物のその他の設備（水路・側溝）の耐用年数 15 年を利用できると考えられる。

(3) 大規模耐震工事について

① 郡山市中央図書館の耐震工事

郡山市中央図書館の耐震工事があった。図書館の固定資産の概要及び工事の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

	前期末残高	当期増加額	当期末残高
中央図書館	1,312,712	276,560	1,589,272
富久山図書館	762,795		762,795
安積図書館	390,370		390,370
希望ヶ丘図書館	166,427		166,427
計	2,632,304	276,560	2,908,875

当期増加額 276,560 千円の内訳は下記のとおりである。

資産区分	金額(千円)	耐用年数(年)	内 容
建物	142,566	50	
〃	46,790	50	
小計	189,356		
建物附属設備	36,661	17	エレベーター、エスカレーター
〃	6,434	15	衛生設備
〃	8,558	15	給排水設備
〃	3,895	15	空調設備
〃	11,773	15	冷暖房設備
小計	256,677		
その他	19,883		
合計	276,560		

統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成 28 年 5 月改定 総務省）による「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に下記のとおりある。

V 固定資産台帳の記載単位

3 資本的支出と修繕費の区分（抜粋）

40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修

繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として資産に計上します。(中略)「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、(以下略)

41. また、既存の償却資産に対して行った資本的支出については、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものととして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行っていくこととします。

49. また、建物等の改築や更新等を実施した場合であって、資本的支出に該当する場合は、41段落のとおり、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものととして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行うこととしていますが、このような資産の長寿命化対策と耐用年数との関係については、今後の検討課題とします。

耐震改修費は全額では189,356千円であり、この金額は中央図書館の前期末残高の14%であり、大規模改修と言えるのか、また、工事の内容も、地下室の柱の補強をしたり、既存建物の窓などの開口部に鉄骨ブレースを設置したりして建物を補強しているものである。

地方公会計では、建物附属設備という概念はないが、電気設備、空調設備などは法人税法上の建物附属設備で耐用年数を決定し、表示上は建物とすることになっている。

資本的支出が法人税法上の建物に該当するのは、旧建物を除却しても使用できる場合や、資本的支出が旧取得価額に占める割合が大きく、耐用年数を延長する目的で実施された場合と思われる。

今回の耐震改修費は、耐用年数50年の建物には該当せず、建物補強設備(建物附属設備：前掲のもの以外で主に金属製のもの)として耐用年数18年の採用を検討すべきと思われるが、上記41段落から耐用年数50年としている。

なお、49段落において「資産の長寿命化対策と耐用年数との関係については、今後の検討課題とします」としている。

② 市役所本庁舎改修工事

市役所本庁舎の改修工事業が平成 25 年 3 月 15 日に竣工された。工事の内訳は次のとおりである。

工 事	金額 (千円)
床改修工事	188,847
外壁改修工事	542,169
電気設備工事	270,023
給排水設備工事	111,086
空調設備工事	423,501
耐震改修工事	562,098
その他	862,991
計	2,960,715

当初の建築費は不明として 3,070,202 千円で評価しているが、市役所の耐震改修については、本来建物とすべきであると思われる。しかし、いわゆる公会計制度が導入される前に行われたものである。

③ 郡山市立美術館

【意見】

土地の地目について

郡山市立美術館の土地明細一覧によると、土地の地目が田、山林、原野、雑種地のままなので、建物が建っている部分については宅地に変更すべきである。

【意見】

耐用年数について

平成 29 年度に建設仮勘定が発生しており、仕訳内訳書が作成されている。その中に、建物として 8,465,355 円計上されている。平成 30 年度に完成しているが、大規模改修（空調設備）として耐用年数 50 年を採用している。これは空調設備の耐用年数 15 年とすべきである。

(4) リース資産について

平成 19 年 3 月 30 日に企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の運用指針」の公表があった。

背景として、リース取引の中には、その経済的実態が当該物件を売買した場合と同様の状態にあると認められるものがかなり増加しており、これを賃貸借取引として処理することは、その取引実態を財務諸表に的確に反映するものとは言い難い。

会計上の情報開示の観点からは、ファイナンス・リース取引については借手において資産・負債を認識する必要がある。

それらのリース資産・リース負債は、利息部分を除いて計算し、毎月の返済額から利息部分は支払利息とし、その余りはリース負債から減額する。

リース資産の減価償却方法は、所有権移転の場合は法定耐用年数を耐用年数として備忘価格を 1 円として計算し、所有権移転外の場合はリース期間を耐用年数として備忘価格をゼロとして計算する。

上記会計基準及び適用指針に基づいて総務省地方公会計マニュアル及び郡山市の固定資産管理マニュアルが作成されている。

また、リース料に含まれている保守等の費用は、原則としてリース料から区分される。

(5) リース資産の償却について

財務部財政課作成の「リース資産・リース負債の取扱要領」6 減価償却によると、当初は「リース資産の減価償却は初回のリース料支払い月の年度から開始する」とされていたが、その後、「リース資産の減価償却は初回のリース料支払い月の属する年度の翌年度から開始する」と、他の固定資産と同様の取扱いとなった。

このため、平成 29 年度に取得したリース資産について、下記 4 件については、支払った年度から減価償却を開始している。

(単位:円)

件名	リース料 支払期間	耐用 年数	償却 率	取得価額	減価償却費
① 介護保険システム	平成 29 年 4 月～ 平成 34 年 3 月	5 年	0.200	73,664,610	14,732,922
② 日和田小第 2 児童クラブ施設	平成 29 年 4 月～ 平成 34 年 3 月	27 年	0.038	35,737,625	1,358,029
③ 郡山市燃料電池自動車賃貸借及び保守	平成 29 年 5 月～ 平成 34 年 5 月	5 年 ※	0.200	6,928,055	1,385,611
④ 郡山市地域再エネ水素ステーション等賃貸借	平成 29 年 6 月～ 平成 37 年 5 月	12 年	0.084	58,392,000	4,904,927
合計					22,381,489

※ 所有権移転外リース取引

これらは固定資産台帳の導入段階における混乱の中で生じた。

【指摘事項】

リース資産であっても、取得し使用に供した月より減価償却すべきであるが、新地方公会計制度では総務省方式は原則取得、使用に供した年の翌年から、例外として取得、使用に供した月からの減価償却となっている。郡山市は「東京都方式」として取得した翌年から減価償却するとしている。郡山市は月割計算ではなく年度計算で減価償却するとしている。

上記 4 件は取得した年度に 1 年分償却している。

日和田小第 2 児童クラブ施設は、耐用年数 27 年（校舎・園舎：軽量鉄

骨造)であるにもかかわらずリース期間が5年となっている。リース期間が当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上であることには該当しないが、リース料要件(90%以上)に該当しリース資産となる。

日和田小第2児童クラブ賃貸借契約書「施設の公租公課」によると、「この施設の固定資産税、都市計画税及び不動産取得税は、発注者(郡山市)負担とする」とあり、土地の使用についての取り決めがない。このことを考えると、所有権をリース会社に留保したままの割賦販売契約とも考えられる。

#### **【意見】**

固定資産税等の公租公課や火災保険等はリース会社が負担すべきものである。また、市の公有資産使用の取り決めをすべきである。



- (6) リース取引の資産と支払利息の区分について  
郡山市固定資産管理マニュアル「リース資産」(P45)によると下記のとおりである。

**【リース契約締結時】**

新公会計導入後に新たにファイナンスリース契約を締結する場合は、契約時にリース料の元金部分と利子相当分が明記された書類の提出を相手方に依頼してください。

このとき、支払回数ごとのリース料の元金と利子相当分の内訳が分かる書類であれば、リース料支払い時の仕訳入力が簡易になります。

率の検討

1回目と12回目の利息を足して2分の1とし、1か月平均利率を算出し、それを12倍して年間利息を推定する。

年間利息を資産の取得額で割って利率を算出する。

① 介護保険システム

契 約 名	郡山市介護保険システムの再構築並びに賃貸借及び保守業務契約		
受 注 者	富士通株式会社 福島支店		
リース会社	富士通リース株式会社 東北支店		
区 分	資産	利息	リース料総額
金 額	73,664,610 円	1,071,390 円	74,736,000 円

$$(34,964 \text{ 円} + 28,629 \text{ 円}) \div 2 \times 12 = 381,558 \text{ 円 (A)}$$

$$\text{資産計上額} \quad 73,664,610 \text{ 円 (B)}$$

$$(A) \div (B) \times 100 = 0.52\%$$

② 日和田小第2児童クラブ施設

契 約 名	日和田小第2児童クラブ施設賃貸借		
受 注 者	大和リース株式会社 福島支店		
区 分	資産	利息	リース料総額
金 額	35,737,625 円	1,846,375 円	37,584,000 円

$$(59,562 \text{ 円} + 49,083 \text{ 円}) \div 2 \times 12 = 651,870 \text{ 円 (A)}$$

$$\text{資産計上額} \quad 35,737,625 \text{ 円 (B)}$$

$$(A) \div (B) \times 100 = 1.82\%$$

③ 郡山市燃料電池自動車賃貸借及び保守

業 務 名	郡山市燃料電池自動車賃貸借及び保守（長期継続契約）		
賃 貸 人	株式会社ホンダファイナンス		
委 託 先	本田技研工業株式会社 法人営業部		
区 分	資産	利息	リース料総額
金 額	6,928,055 円	131,905 円	7,059,960 円

$(2,601 \text{ 円} + 2,101 \text{ 円}) \div 2 \times 12 = 28,212 \text{ 円 (A)}$

資産計上額 6,928,055 円 (B)

$(A) \div (B) \times 100 = 0.41\%$

④ 郡山市地域再エネ水素ステーション等賃貸借

業 務 名	郡山市地域再エネ水素ステーション等賃貸借		
賃 貸 人	三井住友ファイナンス&リース株式会社		
区 分	資産	利息	リース料総額
金 額	58,392,000 円	9,000,000 円	67,392,000 円

$(176,371 \text{ 円} + 158,879 \text{ 円}) \div 2 \times 12 = 2,011,500 \text{ 円 (A)}$

資産計上額 58,392,000 円 (B)

$(A) \div (B) \times 100 = 3.44\%$

メーカー及び同一系列のリース会社の場合(1)及び(3)は利率が 0.52%と 0.41%と低くなっている。(2)も同一系列と思われるが、1.82%である。独立のリース会社の場合は 3.44%となっている。

メーカー系列のリース会社の場合リース金額が決まった後利息と元本分を分けるので利息を如何にするかは任意であり、これに基づいて資産計上するのは妥当でないので、適正な利息で計算する必要がある。

メーカーとリース会社が同系列の場合は市が標準金利を採用し、作成した方がよい。

(7) リース資産の取得価額について

以下のリース契約について、「中学校教育用コンピュータ及び関連機器の賃貸借及び保守（長期継続契約）月額賃貸借内訳」に保守料が明示されているが、保守料を取得価額に含めた金額（172,845,363円）で資産計上されていた。

業 務 名：中学校教育用コンピュータ及び関連機器の賃貸借及び保守

契 約 期 間：平成29年6月22日から平成34年8月31日

（リース期間は平成29年9月1日から平成34年8月31日）

契約金額の総額：177,098,400円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額13,118,400円）

契約金額の総額の内訳

リース総額	177,098,400円		
・利息相当額	4,253,037円	(2.4%)	
	(差引 172,845,363円)		
・うち保守料	37,370,160円	(21.1%)	@622,836×60回
・リース元本	135,475,203円	(76.5%)	

リース元本と保守料の合計額：172,845,363円

コンピュータのリースは途中解約できないし、解約したときに違約金が発生するが、保守料は払う必要はないと思われる。保守料もリース契約の中に入っているが、解約条項（契約書・約款「契約の解除」）によると、賃借者（郡山市）が賃貸借を継続する必要がないと判断したときは、1か月前に連絡すれば解約できるとある。

なお、富士通の機器であるが地元業者がリース契約している。

【指摘事項】

- ① 保守料が契約金額の総額に占める割合が高く金額が明示されているため、保守料を除いた金額（135,475,203円）で資産計上する必要がある。結果的に37,370,160円が資産の過大計上である。保守料月額622,836円はリース料を支払ったときに費用として計上すべきものである。
- ② また、それに伴い、保守料4,359,852円（月額622,836円×7か月）が未計上となっている。

## Ⅱ 平成 29 年度完成の大型工事の会計処理について

固定資産計上の妥当性を監査するため、次の大型工事を選択した。

- 1 開成山屋内水泳場整備事業について
- 2 西田学園義務教育学校整備事業について
- 3 中央図書館耐震改修事業について
- 4 河内及び富久山クリーンセンター整備事業（長寿命化事業）について

4については次の監査手続（開始時見積金額が1取引単位で30億円以上の資産について）の中で建物減少や工作物の増加が大きかったため追加で選択した。

### 監査手続

工事請負契約書、支出命令書と仕訳内訳書の整合性を確認した。  
仕訳内訳書における勘定科目集計が屋内水泳場費の附属明細書と一致していることを確認した。

1～3については建物の実査をした。

1 開成山屋内水泳場整備事業について

会計：一般会計 目：スポーツ振興費 細目：屋内水泳場費

有形固定資産及び無形固定資産附属明細書 (単位：千円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
有形固定資産	2,808,630	4,338,899	2,859,044	4,288,485
事業用資産	0	4,268,023	0	4,268,023
土地	0	0	0	0
建物	0	4,136,436	0	4,136,436
工作物	0	131,587	0	131,587
立木	0	0	0	0
その他有形固定資産	0	0	0	0
インフラ資産	0	0	0	0
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
工作物	0	0	0	0
その他有形固定資産	0	0	0	0
物品	14,866	15,497	14,866	15,497
リース資産	0	0	0	0
建設仮勘定	2,793,764	50,414	2,844,178	0
無形固定資産	0	0	0	0
事業用資産	0	0	0	0
地上権	0	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0	0
その他無形固定資産	0	0	0	0
インフラ資産	0	0	0	0
地上権	0	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0	0
その他無形固定資産	0	0	0	0
計	2,808,630	4,338,899	2,859,044	4,288,485

平成 28 年度に工事代の前払い 2,793,764 千円（建設仮勘定）があり、平成 29 年度に工事は完成した。

屋内水泳場 業務名別契約一覧

(単位：千円)

工事名	契約額	建物	建物附属 設備	その他 工作物	その他 費用
①新築主体工事 (水泳場)	2,815,663	2,778,995	15,296	18,704	2,668
②新築電気設備 工事(水泳場)	526,453	0	453,016	73,437	0
③新築機械設備 工事	869,304	0	869,304	0	0
④新築主体工事 (倉庫)	19,299	19,299	0	0	0
⑤新築電気設備 工事(倉庫)	526	0	526	0	0
⑥水泳場新築周 辺整備工事	45,739	0	0	39,446	6,293
合 計	4,276,984	2,798,294	1,338,142	131,587	8,961

※ 契約額：本体工事契約額＋付随費用配分額

(実施した手続)

工事請負契約書、支出命令書と仕訳内訳書の整合性を確認した。  
仕訳内訳書における勘定科目集計が屋内水泳場費の附属明細書と一致していることを確認した。

(結論)

屋内水泳場の設備について固定資産台帳への登録は問題がなかった。

各契約の仕訳内訳書は次のとおりである。

① 新築主体工事（水泳場）（単位：千円）

工事内容	設計額 (税抜)	契約額 (税込)	付随費用 (税込)	財産台帳 登録額	耐用 年数
建物	2,126,727	2,729,029	49,966	2,778,995	50年
建物附属設備 昇降機設備	11,706	15,020	275	15,295	17年
その他工作物 土留	11,127	14,279	261	14,540	40年
ほ床	3,186	4,089	75	4,163	15年
撤去費用	2,079	2,668	—	—	
小計	2,154,825	2,765,085	—	—	
共通経費	412,934	—	—	—	
合計	2,567,759	2,765,085	50,577	2,812,995	

※ 契約額を設計額の共通経費を除いた金額で按分する。

※ 付随費用は、契約額の工事費で按分して固定資産に配分する。

② 新築電気設備工事（水泳場）（単位：千円）

工事内容	設計額 (税抜)	契約額 (税込)	付随費用 (税込)	財産台帳 登録額	耐用 年数
建物	0	0	0	0	
建物附属設備 電気設備	131,548	166,519	3,045	169,564	15年
通信・情報設備	211,717	268,000	4,901	272,901	18年
消防設備	8,185	10,361	189	10,551	8年
その他工作物 照明設備	3,969	5,024	92	5,115	15年
発電変電原動装置	53,004	67,095	1,227	68,322	6年
撤去費用	0	0	—	—	
小計	408,423	516,999	—	—	
共通経費	96,468	—	—	—	
合計	504,891	516,999	9,454	526,453	

## ③ 新築機械設備工事

(単位:千円)

工事内容	設計額 (税抜)	契約額 (税込)	付随費用 (税込)	財産台帳 登録額	耐用 年数
建物	0	0	0	0	
建物附属設備					
空調設備	134,752	170,414	3,116	173,530	15年
熱源機器設備	152,393	192,724	3,524	196,248	15年
電気設備	56,734	71,749	1,312	73,061	15年
衛生設備	12,437	15,729	287	16,016	15年
給排水設備	246,014	311,123	5,689	316,812	15年
消防設備	40,832	51,639	945	52,584	8年
ガス設備	31,879	40,315	737	41,053	15年
その他工作物	0	0	0	0	
撤去費用	0	0	—	—	
小計	675,041	853,693	—	—	
共通経費	142,423	—	—	—	
合計	817,464	853,693	15,610	869,304	

## ④ 新築主体工事 (倉庫)

(単位:千円)

工事内容	設計額 (税抜)	契約額 (税込)	付随費用 (税込)	財産台帳 登録額	耐用 年数
建物	15,172	18,968	331	19,299	50年
建物附属設備	0	0	0	0	
その他工作物	0	0	0	0	
撤去費用	0	0	—	—	
小計	15,172	18,968	—	—	
共通経費	2,443	—	—	—	
合計	17,615	18,968	331	19,299	



## ⑤ 新築電気設備工事（倉庫）

（単位：千円）

工事内容	設計額 (税抜)	契約額 (税込)	付随費用 (税込)	財産台帳 登録額	耐用 年数
建物	0	0	0	0	
建物附属設備 電気設備	404	517	9	526	15年
その他工作物	0	0	0	0	
撤去費用	0	0	—	—	
小計	404	517	—	—	
共通経費	95	—	—	—	
合計	499	517	9	526	

## ⑥ 新築周辺整備工事

（単位：千円）

工事内容	設計額 (税抜)	契約額 (税込)	付随費用 (税込)	財産台帳 登録額	耐用 年数
建物	0	0	0	0	
建物附属設備	0	0	0	0	
その他工作物 土留	4,969	6,100	119	6,220	40年
ほ床	24,617	30,224	591	30,815	15年
囲障	1,926	2,365	46	2,412	18年
維持補修工事	3,887	4,772			
撤去費用	1,239	1,521	—	—	
小計	36,638	44,982	—	—	
共通経費	9,384	—	—	—	
合計	46,022	44,982	756	39,447	

郡山市屋内水泳場の付随費用の配分は次のとおりである。

各工事の契約金額	4,200,245,280
付随費用	
設計料	46,904,400
工事監理	23,760,000
小計	70,664,400
設計料追加	3,510,000
地質調査	2,563,920
計	76,738,320
合計	4,276,983,600
経費	▲8,960,548
差引	4,268,023,052

(単位：円)

工事	契約金額 (税込)	付随費用(B)			
		設計、監理業務	追加設計料	地質調査	計
		70,664,400	3,510,000	2,563,920	76,738,320
①主体工事 (水泳場)	2,765,085,120	46,519,445	2,346,705	1,706,139	50,572,289
②電気設備工 事(水泳場)	516,999,240	8,697,930	438,773	319,004	9,455,707
③機械設備 工事	853,693,560	14,362,433	724,523	526,754	15,613,710
④主体工事 (倉庫)	18,968,040	319,116		11,704	330,820
⑤電気設備 工事(倉庫)	517,320	8,703		319	9,022
⑥周辺整備 工事	44,982,000	756,772			756,772
計	4,200,245,280	70,664,399	3,510,001	2,563,920	76,738,320

(A) 付随費用と配分する契約金額 設計、監理業務①～⑥計 4,200,245,280 円  
追加設計料 ①～③計 4,135,777,920 円  
地質調査 ①～⑤計 4,155,263,280 円

各工事の付随費用を配分する契約金額の合計(A)を分母とし、各付随費用(B)を分子としてその比率で各工事の付随費用を配分する。

配分された金額で各工事の固定資産（除く経費）の設計額で按分する。

(単位:円)

工事	付随費用計	配分	差額
①主体工事(水泳場)	50,572,289	50,577,307	▲5,018
②電気設備工事(水泳場)	9,455,707	9,454,087	1,620
③機械設備工事	15,613,710	15,610,312	3,398
④主体工事(倉庫)	330,820	330,820	0
⑤電気設備工事(倉庫)	9,022	9,022	0
⑥周辺整備工事	756,772	756,772	0
計	76,738,320	76,738,320	0

検証の結果、おおむね正しく配分されていた。

屋内水泳場の減価償却費について

屋内水泳場新築工事の耐用年数ごとの減価償却明細は次のとおりである。

郡山市屋内水泳場新築工事

(単位:円)

区分	工事	取得価額	耐用年数	償却率	当期償却額	期末簿価
建物	主体工事 外1件	2,798,294,427	50	0.020	55,965,888	2,742,328,539
建物 附属 設備	電気設備工事	272,900,870	18	0.056	15,282,448	257,618,422
	主体工事	15,295,581	17	0.059	902,439	14,393,142
	機械設備工事 外8件	986,810,949	15	0.067	66,116,329	920,694,620
	機械設備工事 外1件	63,134,378	8	0.125	7,891,796	55,242,582
	小計	1,338,141,478			90,193,012	1,247,948,766
その他 工作物	主体工事 外1件	20,759,815	40	0.025	518,994	20,240,821
	周辺整備工事	2,411,587	18	0.056	135,048	2,276,539
	主体工事 外3件	40,093,418	15	0.067	2,686,258	37,407,160
	電気設備工事	68,322,027	6	0.167	11,409,778	56,912,249
	小計	131,586,847			14,750,078	116,836,769
合計	4,268,023,052			160,908,978	4,107,114,074	

減価償却費を取得年度から月割計算するとすれば、平成29年6月に完成し、7月より使用しているため、上記償却額の9/12の120,681,733円償却することになる。

## 2 西田学園義務教育学校整備事業について

会計：一般会計 目：学校施設費 細目：義務教育学校施設費

### 有形固定資産及び無形固定資産附属明細書 (単位：千円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
有形固定資産	1,257,545	3,687,212	1,629,517	3,315,241
事業用資産	0	3,209,725	0	3,209,725
土地	0	337,355	0	337,355
建物 (※)	0	2,593,616	0	2,593,616
工作物	0	278,753	0	278,753
立木	0	0	0	0
その他有形固定資産	0	0	0	0
インフラ資産	0	0	0	0
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
工作物	0	0	0	0
その他有形固定資産	0	0	0	0
物品	0	0	0	0
リース資産	0	0	0	0
建設仮勘定	1,257,545	477,487	1,629,517	105,515
無形固定資産	0	738	0	738
事業用資産	0	738	0	738
地上権	0	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0	0
その他無形固定資産	0	738	0	738
インフラ資産	0	0	0	0
地上権	0	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0	0
その他無形固定資産	0	0	0	0
計	1,257,545	3,687,951	1,629,517	3,315,979

※ 建物の当期増加額 2,593,616 千円には他からの所管替 12,238 千円を含む。

平成 28 年度に工事が始まり、工事代金 1,257,545 千円（建設仮勘定）を支払い、平成 29 年度完成である。

有形固定資産及び無形固定資産附属明細書の減価償却明細書は記載を省略する。

西田学園義務教育学校整備事業 業務名別契約一覧 (単位：千円)

工事番号	工事名	契約額(※)				
		建設 仮勘定	土地	建物 (※)	その他 工作物	その他 費用
1	電線管移設工事	43,913	0	0	28,111	15,800
2	給排水管移設工事	23,738	0	16,316	0	7,421
3	既存建物解体工事	15,466	0	0	0	15,465
4	地造成工事(樹木伐採)	9,908	0	9,907	0	0
5	敷地造成工事(第1工区)	135,966	0	128,544	0	7,421
6	敷地造成工事(第2工区)	117,833	43,143	69,134	0	5,555
7	敷地整備工事(第1工区)	214,854	0	123,724	88,841	2,287
8	敷地整備工事(第2工区)	79,373	62,371	0	17,001	0
9	敷地整備工事(第3工区)	81,588	0	6,044	75,544	0
10	敷地整備工事	30,132	0	0	17,980	12,150
11	西校舎新築主体工事	1,113,565	0	1,113,565	0	0
12	西校舎新築電気設備工事	141,151	0	141,150	0	0
13	西校舎新築情報防災設備工事	57,655	0	57,651	0	4
14	西校舎新築機械設備工事	193,655	0	193,267	0	386
15	西校舎新築テレビ電波障害防除工事	1,998	0	0	1,966	31
16	東校舎大規模改造主体工事	207,543	0	185,216	0	22,326
17	東校舎大規模改造電気設備工事	44,577	0	43,228	0	1,348
18	東校舎大規模改造情報防災設備工事	30,516	0	29,963	0	551
19	東校舎大規模改造機械設備工事	88,709	0	81,780	0	6,928

	工事名	契約額(※)					
			建設 仮勘定	土地	建物 (※)	その他 工作物	その他 費用
20	屋内プール新設主体工事	293,139	0	0	293,139	0	0
21	屋内プール新設電気設備工事	18,564	0	0	18,564	0	0
22	屋内プール新設給排水設備工事	30,881	0	0	30,881	0	0
23	屋内運動場新設主体工事	324,376	0	0	303,241	21,134	0
24	屋内運動場新設電気設備工事	33,683	0	0	33,682	0	0
25	屋内運動場新設給排水設備工事	11,561	0	0	11,561	0	0
26	附属建物新築工事	13,662	0	0	13,662	0	0
27	附属建物新築電気設備工事	10,681	0	0	10,673	0	7
28	附属建物新築給排水設備工事	3,834	0	0	3,834	0	0
29	渡り廊下外設置工事	19,116	0	0	0	18,561	554
30	学校外灯設備外設置工事	9,698	0	0	0	9,609	88
	合計	3,401,336	105,515	337,355	2,581,378	278,753	98,332

※ 契約額には付随経費配分額を含み、建物には建物附属設備を含む。

本体工事に係る主な仕訳内訳書の概要は次のとおりである。

工事番号 11 西校舎新築主体工事

(単位:千円)

工事内容	設計額 (税抜)	契約額 (税込)	付随費用 (税込)	財産台帳 登録額	耐用 年数
建物	849,354	1,060,391	31,065	1,091,455	50年
建物附属設備 昇降機設備	16,265	20,306	595	20,901	17年
エヤーカーテン又は ドア自動開閉設備	615	768	22	791	12年
消防設備	326	406	12	418	8年
その他工作物	0	0	0	0	
撤去費用	0	0	—	—	
小計	866,560	1,081,871	—	—	
共通経費	176,755	—	—	—	
合計	1,043,315	1,081,871	31,694	1,113,565	

工事番号 20 屋内プール新設主体工事

(単位:千円)

工事内容	設計額 (税抜)	契約額 (税込)	付随費用 (税込)	財産台帳 登録額	耐用 年数
建物	168,222	204,405	5,988	210,393	50年
建物附属設備	0	0	0	0	
その他工作物 プール	66,161	80,391	2,355	82,746	30年
撤去費用	0	0	—	—	
小計	234,383	284,796	—	—	
共通経費	56,074	—	—	—	
合計	290,457	284,796	8,343	293,139	



工事番号 23 屋内運動場新設主体工事

(単位:千円)

工事内容	設計額 (税抜)	契約額 (税込)	付随費用 (税込)	財産台帳 登録額	耐用 年数
建物	238,426	293,310	8,593	301,903	
建物附属設備 エヤーカーテン又は ドア自動開閉設備	1,057	1,300	38	1,338	12年
その他工作物 土留	16,691	20,534	601	21,135	40年
撤去費用	0	0	—	—	
小計	256,174	315,144	—	—	
共通経費	65,652	—	—	—	
合計	321,826	315,144	9,232	324,376	

西田学園敷地整備工事の維持補修工事について

仕訳内訳表によると維持補修工事 8,426,799 円（設計額）のうち 5,904,293 円は排水工事であった。内容は、排水管施設工事であり一般的には固定資産として計上すべきものである。

平成 27 年 4 月（平成 30 年 7 月改定版）の固定資産管理マニュアルによると、その他工作物の耐用年数表には排水工事に該当するものが記載されていないが、建物附属設備の給排水設備やその他の工作物のその他の設備（水路・側溝）の耐用年数 15 年を利用できると考えられる。

（結論）

西田学園義務教育学校の設備について、上記を除いては、固定資産台帳への登録は問題がなかった。

### 3 中央図書館耐震改修事業について

会計：一般会計 目：図書館費

#### 有形固定資産及び無形固定資産附属明細書 (単位:千円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
有形固定資産	3,789,650	297,802	155,341	3,932,112
事業用資産	3,527,606	276,560	0	3,804,166
土地	890,131	0	0	890,131
建物	2,632,314	276,560	0	2,908,875
工作物	5,159	0	0	5,159
立木	0	0	0	0
その他有形固定資産	0	0	0	0
インフラ資産	0	0	0	0
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
工作物	0	0	0	0
その他有形固定資産	0	0	0	0
物品	70,792	2,724	4,969	68,546
リース資産	40,881	18,518	0	59,399
建設仮勘定	150,371	0	150,371	0
無形固定資産	0	0	0	0
事業用資産	0	0	0	0
地上権	0	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0	0
その他無形固定資産	0	0	0	0
インフラ資産	0	0	0	0
地上権	0	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0	0
その他無形固定資産	0	0	0	0
計	3,789,650	297,802	155,341	3,932,112

上記は取得価額で計上され、次頁は減価償却累計額及び差引残高が計上されている。

区分	当期末減価償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	1,714,723	62,500	2,217,388
事業用資産	1,625,389	53,850	2,178,776
土地	0	0	1,680,282
建物	1,621,117	53,732	1,287,757
工作物	4,272	118	887
立木	0	0	0
その他有形固定資産	0	0	0
インフラ資産	0	0	0
土地	0	0	0
建物	0	0	0
工作物	0	0	0
その他有形固定資産	0	0	0
物品	66,204	274	2,341
リース資産	23,129	8,376	36,269
建設仮勘定	0	0	0
無形固定資産	0	0	0
事業用資産	0	0	0
地上権	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
その他無形固定資産	0	0	0
インフラ資産	0	0	0
地上権	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
その他無形固定資産	0	0	0
計	1,714,723	62,500	2,217,388

<当期増加額内訳>

1 中央図書館耐震改修事業費に係る固定資産増加額内訳

工事請負契約	273,626,640 円
建築設計業務委託契約	13,921,200 円
合 計	<u>287,547,840 円</u>

	名称	本体価格	付随経費	資産増加額	耐用年数
建物	耐震改修	135,426,673 円	7,139,472 円	142,566,145 円	50 年
	耐震改修	44,277,426 円	2,512,888 円	46,790,314 円	50 年
建物 附属 設備	電気設備	3,183,837 円	194,512 円	3,378,349 円	15 年
	電気設備	5,768,527 円	300,009 円	6,068,536 円	15 年
	昇降機設備	34,691,909 円	1,968,878 円	36,660,787 円	17 年
	衛生設備	6,034,293 円	400,097 円	6,434,390 円	15 年
	給排水設備	8,026,117 円	532,162 円	8,558,279 円	15 年
	空調設備	3,652,468 円	242,173 円	3,894,641 円	15 年
	空調設備	11,141,494 円	631,009 円	11,772,503 円	15 年
小 計		252,202,744 円	13,921,200 円	266,123,944 円	
そ の 他				10,436,515 円	
合 計				276,560,459 円	

※ 工事請負契約額には上記本体価格の他、撤去費用 21,423,896 円が含まれている。(287,547,840 円－21,423,896 円＝266,123,944 円)

※ 上記「その他」に記載している増加額は図書館維持管理費に係るものである。

※ 資産計上額と細々目：中央図書館耐震改修事業費 附属明細表当期増加額が一致していることを確認した。

耐震改修工事の耐用年数について

耐震改修工事に関しては、建物として耐用年数 50 年を使用している（中央図書館は昭和 56 年 7 月 1 日に完成したもので、37 年経過）。

＜中央図書館耐震改修事業費にかかるあるべき減価償却費＞

減価償却は取得日の翌期から開始することになっている。中央図書館耐震改修事業費について平成29年6月20日が供用日となっているため、減価償却はしていないが、供用日から減価償却を開始したとすれば下記のとおりとなる。

	名称	取得原価	供用日	耐用年数	償却率	減価償却費
建物	耐震改修	142,566,145 円	H29.6.20	50 年	0.020	2,851,322 円
	耐震改修	46,790,314 円	H29.6.20	50 年	0.020	935,806 円
建物 附属 設備	電気設備	3,378,349 円	H29.6.20	15 年	0.067	226,349 円
	電気設備	6,068,536 円	H29.6.20	15 年	0.067	406,591 円
	昇降機設備	36,660,787 円	H29.6.20	17 年	0.059	2,162,986 円
	衛生設備	6,434,390 円	H29.6.20	15 年	0.067	431,104 円
	給排水設備	8,558,279 円	H29.6.20	15 年	0.067	573,404 円
	空調設備	3,894,641 円	H29.6.20	15 年	0.067	260,940 円
	空調設備	11,772,503 円	H29.6.20	15 年	0.067	788,757 円
小計		266,123,944 円				8,637,259 円
経過年数 10 か月分 (×10/12)						7,197,715 円

4 河内及び富久山クリーンセンター整備事業（長寿命化事業）について

有形固定資産及び無形固定資産附属明細書（取得価額）（単位：千円）

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
有形固定資産	32,792,959	2,033,539	940,354	33,886,144
事業用資産	32,711,428	2,033,539	936,864	33,808,103
土地	925,940	0	160	925,780
建物	10,207,445	107,043	936,704	9,377,784
工作物	21,578,042	1,926,496	0	23,504,539
物品	55,132	0	0	55,132
リース資産	21,214	0	0	21,214
建設仮勘定	5,184	0	3,489	1,694
計	32,792,959	2,033,539	940,354	33,886,144

有形固定資産及び無形固定資産附属明細書（減価償却累計額等）（単位：千円）

区 分	当期末 減価償却累計額	(当期償却額)	差引当期末残高
有形固定資産	23,153,919	651,721	10,732,225
事業用資産	23,081,338	646,992	10,726,765
土地		0	925,780
建物	6,383,714	249,027	2,994,069
工作物	16,697,624	397,964	6,806,915
物品	53,673	486	1,458
リース資産	18,906	4,242	2,307
建設仮勘定	0	0	1,694
計	23,153,919	651,721	10,732,225

○ 建物 増

建 物	金額 (円)
富久山クリーンセンター資源化選別施設	55,375,608
河内クリーンセンター屋上防水等	16,151,000
館浜公衆便所	11,979,791
その他	23,536,745
計	107,043,144

○ 建物 減

建 物	金額 (円)	理 由
富久山クリーンセンター 焼却場	423,410,000	除却(*1)
埋立処分場	435,406,321	修正(*2)
その他	77,888,240	
計	936,704,561	

\*1については、古くから利用されていないものを処分したものである。

\*2については、本来の取得価額 69,604,679 円だったものを 505,011,000 円と計上していた。これを修正したものである。

→ 505,011,000 円 - 69,604,679 円 = 435,406,321 円

これに対応する減価償却累計額も修正されていた。

→埋立処分場：耐用年数 31 年 29 年経過 償却率 0.033

減価償却累計額について

正 (69,604,679 円 - 1 円) × 0.033 = 2,296,954 円/年  
2,296,954 円 × 29 年 = 66,611,666 円

誤 (505,011,000 円 - 1 円) × 0.033 = 16,665,362 円/年  
16,665,362 円 × 29 年 = 483,295,498 円

間違った 483,295,498 円は取り消され、66,611,666 円に修正されていた。  
残存価額 1 円となっている。

○ 工作物 増

平成 26 年に平成 30 年 3 月 14 日完成で次の工事が実施された。

河内クリーンセンター整備事業 (長寿命化事業) 基幹的設備改良工事	3,353,400,000 円
富久山クリーンセンター整備事業	2,630,880,000 円
富久山クリーンセンター衛生処理センター整備事業 (長寿命化事業) 基幹的設備改良工事	232,848,000 円

このうち平成 29 年度完成の工作物は次のとおりである。

工 事	金額 (円)
(1) 河内クリーンセンター整備事業	924,205,000
(2) 富久山クリーンセンター整備事業	560,315,000
(3) 富久山クリーンセンター衛生処理センター整備事業	213,732,000
小計	1,698,252,000
その他	228,244,734
合計	1,926,496,734

(1) 河内クリーンセンター整備事業 (長寿命化事業)

工事内容(工作物)		財産台帳登録額 (円)	耐用 年数
据 付 機 械 装 置	ごみクレーン改良	306,003,000	8
	2号炉ごみ投入ホッパ改良	23,262,000	17
	2号炉給じん装置改良	54,172,000	17
	2号炉乾燥段・燃焼上段ストーカ改良	115,480,000	17
	2号炉耐火材改良	87,251,000	8
	2号炉燃焼調整に伴う監視制御システム改良	10,984,000	8
	2号炉排ガス再循環装置新設	33,103,000	17
	2号炉ボイラ水管・過熱器管改良	169,122,000	17
	2号炉灰押出装置改良	43,297,000	17
	2号炉主灰出コンベア改良	81,531,000	17
	合計	924,205,000	



## (2) 富久山クリーンセンター整備事業（長寿命化事業）

工事内容(工作物)		財産台帳登録額 (円)	耐用 年数
据付 機械 装置	1号炉駆動用油圧装置改良	11,196,000	17
	1号炉排ガス再循環装置新設	40,855,000	17
	1号炉燃焼段ストーカ改良	70,936,000	17
	1号炉耐火材改良	124,720,000	8
	1号炉No.1 ダスト搬送コンベア改良	16,367,000	17
	No.2 ダスト搬送コンベア改良	54,758,000	17
	No.3 ダスト搬送コンベア改良	52,040,000	17
	灰クレーン改良	140,345,000	8
	直流・無停電電源装置改良	49,098,000	8
	合計	560,315,000	

## (3) 富久山クリーンセンター衛生処理センター整備事業

工事内容(工作物)		財産台帳登録額 (円)	耐用 年数
据付 機械 装置	第二処理施設 汚泥脱水機	175,076,000	17
	第二処理施設 脱水汚泥搬送コンベア	6,157,000	17
	第二処理施設 中央監視設備	32,499,000	8
	合計	213,732,000	

○リース資産

- (1) 富久山クリーンセンター計量基準装置ソフトウェア
- (2) 河内クリーンセンター計量基準装置ハードウェア
- (3) 河内クリーンセンター計量基準装置ソフトウェア

資産	取得価額(円)	取得日	耐用年数	償却率	経過年数		期末簿価(円)
(1)	9,677,099	H25. 3. 31	5年	0.2	5年		0
(2)	3,116,613	H25. 11. 1	5年	0.2	4年	*1	623,325
(3)	8,420,432	H25. 11. 1	5年	0.2	4年	*2	1,684,088
計	21,214,144						2,307,413

\*1 3,116,613円－3,116,613円×0.2×4年

\*2 8,420,432円－8,420,432円×0.2×4年

(1)は、耐用年数が経過しているが、取得価額と減価償却累計額9,677,099円が計上されている。

さらに、計量基準装置ソフトウェアは928,800円で買い取り、消耗品で処理されているが、資産として固定資産に計上すべきである。

耐用年数は、耐用年数が経過しているため法定耐用年数(5年)の20%=1年であるが、郡山市の固定資産管理マニュアルには記載されていないが最低2年とすべきである。

### Ⅲ 開始時見積金額が1取引単位で30億円以上の資産について

財務部公有資産マネジメント課資産管理係より平成30年3月末時点の固定資産台帳をデータ（CSV形式）により入手して、平成27年4月の新公会計制度導入に伴う開始時見積資産の金額が1取引単位で30億円以上の資産を抽出し、当該金額がどのように算定されているか確認した。なお、開始時見積資産の金額は原則として取得原価となるが、取得原価不明のものは再調達価格を見積計算し、取得原価（又は相当額）と見なして取り扱うことになっている。ただし、30億円以上の資産であっても公営企業出資金は今回確認の対象外とした。

開始時見積金額が1取引単位で30億円以上のものは以下のとおりである。

<一般会計>

(単位:千円)

歳出目名及び件名	区 分	開始時 見積金額
(1) 総務法務費		
① 郡山市役所（西庁舎）	事業用資産/建物	6,273,858
② 郡山市役所/主（本庁舎）	事業用資産/建物	3,070,202
(2) 文化振興費		
③ 郡山市民文化センター/主	事業用資産/建物	6,901,190
④ 郡山市民文化センター	事業用資産/土地	3,143,376
(3) 河川費		
⑤ 普通河川改修（平成26年度以前整備分）/土留	インフラ資産/工作物	6,405,029
⑥ 準用河川改修（平成26年度以前整備分）/土留	インフラ資産/工作物	5,618,714
(4) スポーツ振興費		
⑦ 郡山総合運動場	事業用資産/土地	4,370,827
(5) 学校施設費		
⑧ 郡山市立富田中学校	事業用資産/土地	3,967,982
(6) 美術館費		
⑨ 郡山市立美術館/主	事業用資産/建物	3,826,119
(7) 清掃費		
⑩ 郡山市富久山クリーンセンター/据付機械装置	事業用資産/工作物	3,384,820
⑪ 郡山市富久山クリーンセンター/主	事業用資産/建物	3,221,480

(8) 道路維持費		
⑫ 三穂田熱海線	インフラ資産/工作物	3,351,911
⑬ 牛庭大槻線	インフラ資産/工作物	3,039,850
(9) 観光物産費		
⑭ 郡山ユラックス熱海	事業用資産/建物	3,258,559

<特別会計>

特別会計名及び件名	区 分	開始時 見積金額
(10) 荒井北井土地区画整理事業特別会計		
⑮ 道路維持課引継路線 土地分	建設仮勘定	3,097,307
(11) 伊賀河原土地区画整理事業特別会計		
⑯ 平成26年度以前分	建設仮勘定	8,344,305
(12) 総合地方卸売市場特別会計		
⑰ 郡山市総合地方卸売市場	事業用資産/土地	5,291,249
⑱ 郡山市総合地方卸売市場	事業用資産/建物	4,436,783
(13) 富田第二土地区画整理事業特別会計		
⑲ 引継未了路線 工作物・土地分	建設仮勘定	4,355,199

上記項目について、開始時見積金額の他に有形固定資産及び無形固定資産附属明細書等の記載内容の確認や、平成29年度郡山市の財務諸表の貸借対照表の固定資産と突合し、行政コスト計算書の減価償却費も突合している。

上記項目について「平成29年度郡山市の財務諸表」の歳出目別(課別)財務諸表及び事業別財務諸表より4.財務情報の①行政コスト計算書と④貸借対照表を表示する。ただし、④貸借対照表については今回は包括外部監査のテーマに係る資産の部のみ記載することとし、負債及び純資産の部の記載を省略する。

上記案件について、平成 29 年度郡山市の財務諸表で平成 29 年度の①減価償却経過度（老朽化率）、②減価償却費が行政費用に占める割合、③行政費用の総資産に占める割合を示すと次のとおりである。

① 減価償却経過度（老朽化率）（該当資産がない場合は除き、特別会計を除く）  
（単位：千円）

歳出目名と主な施設 （主な施設以外は省略）	事業用資産 建物 （減価償却累計額÷取得価額）	
	平成 28 年度	平成 29 年度
	(1) 総務法務費	60.8%
① 西庁舎	—	48.0%
② 本庁舎	—	98.0%
(2) 文化振興費	55.2%	57.4%
③ 市民文化センター	61.1%	63.3%
(4) スポーツ振興費	60.9%	47.2%
体育館（※1）	59.3%	66.4%
運動場（※2）	92.0%	89.0%
屋内水泳場	—	0.0%
(5) 学校施設費	53.7%	53.8%
(6) 美術館費	48.2%	50.1%
(7) 清掃費	68.7%	68.1%
⑪ 富久山クリーンセンター	57.6%	56.6%
河内クリーンセンター	86.2%	87.5%
(8) 道路維持費	84.3%	82.2%
(9) 観光物産費	54.6%	56.4%
⑭ 郡山ユラックス熱海	54.1%	56.1%

※1 宝来屋郡山総合体育館、東部体育館、ふるさとの森スポーツパークなど

※2 郡山総合運動場（ヨーク開成山スタジアム、郡山ヒロセ開成山陸上競技場、開成山弓道場）、郡山庭球場、日和田野球場及び平成 30 年 5 月開場の郡山市熱海フットボールセンターの整備費

(1) 総務法務費の②本庁舎は経過度 98%で残存期間は 1 年。新規投資、除却などがない限り、毎年償却率分だけ比率が上がる。

本庁舎は平成 24 年度に大規模修繕工事が実施されている。ヨーク開成山スタジアムや河内クリーンセンターが減価償却経過度が高い。

歳出目名と主な施設 (主な施設以外は省略)	事業用資産 工作物	
	(減価償却累計額÷取得価額)	
	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 総務法務費	44.7%	48.6%
(2) 文化振興費	97.1%	98.5%
(4) スポーツ振興費	82.2%	65.7%
体育館	12.9%	23.6%
運動場 (※3)	99.7%	66.3%
屋内水泳場	—	0.0%
(5) 学校施設費	71.1%	69.8%
(7) 清掃費	75.5%	71.0%
⑩富久山クリーンセンター	84.5%	85.5%
河内クリーンセンター	4.1%	7.6%
(8) 道路維持費	27.2%	29.8%
(9) 観光物産費	70.0%	75.6%
⑭郡山ユラックス熱海	62.1%	64.4%

※3 熱海フットボールセンターの整備費等として取得価額が 457,363 千円増加している。

歳出目名	インフラ資産 工作物	
	(減価償却累計額÷取得価額)	
	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 総務法務費	100%	100%
(3) 河川費	56.0%	56.4%
(8) 道路維持費	45.9%	47.3%
(9) 観光物産費	22.9%	23.1%

② 減価償却費の行政費用に占める割合（特別会計を除く）

歳出目名と主な施設 (主な施設以外は省略)	(減価償却費÷行政費用)	
	平成 28 年度	平成 29 年度
(1)総務法務費	26.5%	25.2%
(2)文化振興費	19.0%	18.6%
③市民文化センター	36.2%	37.9%
(3)河川費	35.3%	31.7%
(4)スポーツ振興費	30.7%	24.0%
体育館	42.1%	43.7%
運動場 (※3)	13.9%	7.8%
(5)学校施設費 (※4)	75.0%	82.3%
(6)美術館費	22.3%	23.1%
(7)清掃費	13.2%	15.9%
(8)道路維持費	76.1%	75.8%
(9)観光物産費	13.4%	12.4%
⑭郡山ユラックス熱海	31.1%	30.7%

※4 (5)学校施設費は、市は土地建物に係る費用負担はするが、人件費については学校用務員や調理員のみで、教員の人件費は県の負担である。

③ 行政費用の総資産に占める割合（特別会計を除く）

歳出目名と主な施設 (主な施設以外は省略)	(行政費用÷総資産)	
	平成 28 年度	平成 29 年度
(1)総務法務費	14.6%	15.2%
(2)文化振興費	11.2%	12.7%
③市民文化センター	6.7%	7.2%
(3)河川費	8.8%	9.3%
(4)スポーツ振興費	5.3%	7.0%
体育館	5.1%	5.9%
運動場	3.1%	4.9%
(5)学校施設費	3.5%	3.3%
(6)美術館費	6.3%	6.0%
(7)清掃費	44.2%	38.3%
(8)道路維持費	3.1%	3.2%
(9)観光物産費	26.2%	29.6%
⑭郡山ユラックス熱海	11.5%	12.2%

貸借対照表の減価償却累計額と行政コスト計算書の減価償却費の関係について

基本的には、減価償却累計額の増加は、減価償却費と一致するが、次のような場合は一致しない。

- ① 固定資産を除却して、取得原価と減価償却累計額を相殺し、共に減少させる場合。
- ② 過年度に間違った処理をした場合、その修正を減価償却としないで特別費用と特別収入とする場合。

スポーツ振興費については次のようになっている。

(単位：千円)

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	修正後	修正分	修正前
貸借対照表					
建物の減価償却 累計額 増	6,338,961	6,916,013	577,052	▲347,740	229,312
工作物の減価償却 累計額 増	1,266,867	1,822,075	555,208	▲516,527	38,681
小 計			1,132,260	▲864,267	267,993
行政コスト計算書					
減価償却費			322,183		322,183

減価償却累計額増が 1,132,260 千円 (577,052 千円 + 555,208 千円) あり、減価償却費 322,183 千円と 810,077 千円の差がある。修正項目が 864,267 千円あるため、修正前の減価償却累計額増は 267,993 千円となり、差は 54,190 千円となる。この分は通常の除却に伴う減価償却累計額減と思われる。



## 修正内訳

(単位:千円)

細目／細々目	建物の減価償却累計額	工作物の減価償却累計額	特別収入	特別費用
体育館費	168,730			168,730
スポーツ広場費		516,527	126,679	
アイスアリーナ費	84,910			84,910
磐梯熱海スポーツパーク費	72,305			72,305
西部地区体育施設費	21,795			21,795
計	347,740	516,527	126,679	347,740

- 体 育 館 費 : 耐用年数変更による費用  
 ス ポ ー ツ 広 場 費 : 夜間照明追加登録 643,206 千円と、それに伴う減価償却累計額 516,527 千円を追加。差額 126,679 千円が特別収入となる  
 ア イ ス ア リ ー ナ 費 : 中古資産の耐用年数変更  
 磐 梯 熱 海 ス ポ ー ツ パ ー ク 費 : 過年度損益修正  
 西 部 地 区 体 育 施 設 費 : 取得日変更や過年度誤差修正

固定資産の計上漏れの追加、耐用年数の間違いの修正等があるが、正しく特別収入、特別費用で処理されている。

(1) 総務法務費

取引 30 億円以上の資産を選定した中で、郡山市役所本庁舎及び西庁舎は、総務法務費に計上されている。

会計	款	項	目
一般会計	総務費	総務管理費	総務法務費

① 郡山市役所西庁舎	
区分	事業用資産/建物
件名	郡山市役所（西庁舎）
所在地	郡山市朝日 1 丁目 21-1
取得年月日	平成 5 年 11 月 13 日
開始時見積金額	6, 273, 858, 489 円 開始時見積金額は公有財産台帳記載の取得価額をもとに算定されていることを確認した。 (平成 29 年度末減価償却累計額 3, 011, 452, 056 円、耐用年数 50 年・経過年数 24 年)
② 郡山市役所本庁舎	
区分	事業用資産/建物
件名	郡山市役所/主（本庁舎）
所在地	郡山市朝日 1 丁目 21-1
取得年月日	昭和 43 年 11 月 11 日
開始時見積金額	3, 070, 202, 000 円 取得価額不明のため評価額である。 (平成 29 年度末減価償却累計額 3, 008, 797, 911 円、耐用年数 50 年・経過年数 49 年)

この表で西庁舎と本庁舎の老朽化率を計算した。

①西庁舎

減価償却累計額 3, 011, 452 千円 ÷ 取得原価 6, 273, 858 千円 = 48. 0%

②本庁舎

減価償却累計額 3, 008, 798 千円 ÷ 取得原価 3, 070, 202 千円 = 98. 0%

## 貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産		0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	5,686,679	5,486,891	▲199,788
		土地	1,680,282	1,680,282	0
		建物（取得価額）	10,121,855	10,120,770	▲1,085
		建物減価償却累計額	▲6,158,941	▲6,354,522	▲195,581
		工作物（取得価額）	78,572	78,572	0
		工作物減価償却累計額	▲35,089	▲38,211	▲3,122
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	34,681	34,681	0	
	インフラ資産	有形固定資産	0	0	0
		土地	0	0	0
		工作物（取得価額）	48,626	48,626	0
		工作物減価償却累計額	▲48,626	▲48,626	0
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
建設仮勘定	0	0	0		
その他の固定資産	14,685	43,714	29,029		
資産の部合計		5,736,045	5,565,286	▲170,759	

## 行政コスト計算書

（単位：千円）

勘定科目	平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A
行政収入 (a)	25,751	26,229	478
行政費用 (b)	838,837	846,456	7,619
うち、減価償却費 (c)	222,119	213,120	▲8,999
行政収支差額 (a)-(b)	▲813,086	▲820,227	▲7,141
減価償却費割合 (c)/(b)	26.5%	25.2%	▲1.3%

## 減価償却累計額の増

建	物	195,581 千円
工	作	物
	計	3,122 千円
		198,703 千円

行政コスト計算書の減価償却費 213,120 千円

差額 14,417 千円 →過年度修正なし

総務法務費のうち庁舎費（細目／細々目）に係るものは下記のとおりである。

庁舎費の貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	5,686,679	5,486,891	▲199,788
		土地	1,680,282	1,680,282	0
		建物（取得価額）	10,121,855	10,120,770	▲1,085
		建物減価償却累計額	▲6,158,941	▲6,354,522	▲195,581
		工作物（取得価額）	78,572	78,572	0
		工作物減価償却累計額	▲35,089	▲38,211	▲3,122
	インフラ資産		0	0	0
		工作物（取得価額）	48,626	48,626	0
		工作物減価償却累計額	▲48,626	▲48,626	0
	その他の固定資産		8,901	34,528	25,627
	資産の部合計		5,695,580	5,521,419	▲174,627

※ 金額のある科目のみ表示

総務法務費のうち庁舎費に係る分析

（単位：千円）

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度
計算書	行政収入 (a)	21,926	21,858
	行政費用 (b)	502,511	541,048
	うち、減価償却費 (c)	219,048	211,014
	行政収支差額 (a-b)	▲480,585	▲519,190
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		43.6%	39.0%
資産の部合計 (d)		5,695,580	5,521,419
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		8.8%	9.8%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		10,121,855	10,120,770
〃	減価償却累計額 (f)	▲6,158,941	▲6,354,522
〃	老朽化率（※） (f/e)	60.8%	62.8%
事業用資産（工作物）取得額 (g)		78,572	78,572
〃	減価償却累計額 (h)	▲35,089	▲38,211
〃	老朽化率 (h/g)	44.7%	48.6%
インフラ資産（工作物）取得額 (i)		48,626	48,626
〃	減価償却累計額 (j)	▲48,626	▲48,626
〃	老朽化率 (j/i)	100%	100%

(2) 文化振興費

取引 30 億円以上の資産を選定した中で、郡山市民文化センターは文化振興費に計上されている。

	款	項	目
一般会計	教育費	社会教育費	文化振興費

③ 郡山市民文化センター	
区分	事業用資産/建物
件名	郡山市民文化センター/主
所在地	郡山市堤下町 24
取得年月日	昭和 59 年 10 月 3 日
開始時見積金額	6,901,190,000 円 開始時見積金額は公有財産台帳記載の取得価額をもとに算定されていることを確認した。 (平成 29 年度末減価償却累計額 4,554,785,367 円、耐用年数 50 年・経過年数 33 年)
④ 郡山市民文化センター	
区分	事業用資産/土地
件名	郡山市民文化センター
所在地	郡山市堤下町 24
取得年月日	昭和 57 年 12 月 4 日
開始時見積金額	3,143,376,000 円 開始時見積金額は公有財産台帳記載の取得価額をもとに算定されていることを確認した。

文化振興費には、市民文化センター費のほか文化芸術振興事業費、こおりやま文学の森資料館費、音楽・文化交流館費、開成館費、歴史資料館費、ふれあい科学館費が含まれている。

## 貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産		0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	8,543,605	8,297,276	▲246,329
		土地	3,921,575	3,921,575	0
		建物（取得価額）	10,227,710	10,227,710	0
		建物減価償却累計額	▲5,645,703	▲5,872,209	▲226,506
		工作物（取得価額）（※）	1,369,164	1,374,545	5,381
		工作物減価償却累計額（※）	▲1,329,141	▲1,354,345	▲25,204
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
	インフラ資産	有形固定資産	421,525	421,525	0
		土地	421,525	421,525	0
		工作物（取得価額）	0	0	0
		工作物減価償却累計額	0	0	0
		その他の有形固定資産	0	0	0
無形固定資産	0	0	0		
建設仮勘定	0	0	0		
その他の固定資産	2,024,740	1,872,980	▲151,760		
資産の部合計		10,989,870	10,591,781	▲398,089	

※ 工作物は全てふれあい科学館のものであり、開館 16 年になり既償却率 98.5% となった。

## 行政コスト計算書

（単位：千円）

勘定科目	平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A
行政収入 (a)	15,727	39,848	24,121
行政費用 (b)	1,235,613	1,340,290	104,677
うち、減価償却費 (c)	234,887	249,386	14,499
行政収支差額 (a)-(b)	▲1,219,886	▲1,300,442	▲80,556
減価償却費割合 (c)/(b)	19.0%	18.6%	▲0.4%

減価償却累計額の増

建 物	226,506 千円	
工 作 物	25,204 千円	
計	251,710 千円	
行政コスト計算書の減価償却費	249,386 千円	
差額	2,324 千円	→過年度修正なし

文化振興費のうち市民文化センター費（細目／細々目）に係るものは下記のとおりである。

市民文化センター費の貸借対照表（資産の部）（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	6,023,776	5,862,629	▲161,147
		土地	3,203,258	3,203,258	0
		建物（取得価額）	7,246,316	7,246,316	0
		建物減価償却累計額	▲4,425,798	▲4,586,945	▲161,147
	その他の固定資産	32,800	32,800	0	
資産の部合計		6,056,576	5,895,429	▲161,147	

※ 金額のある科目のみ表示

文化振興費のうち市民文化センター費に係る分析（単位：千円）

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度
計算書	行政収入 (a)	3,389	3,389
	行政費用 (b)	406,627	425,130
	うち、減価償却費 (c)	147,060	161,147
	行政収支差額 (a-b)	▲403,238	▲421,741
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		36.2%	37.9%
資産の部合計 (d)		6,056,576	5,895,429
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		6.7%	7.2%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		7,246,316	7,246,316
〃	減価償却累計額 (f)	▲4,425,798	▲4,586,945
〃	老朽化率 (f/e)	61.1%	63.3%

## (3) 河川費

	款	項	目
一般会計	土木費	河川費	河川費

⑤ 普通河川改修	
区 分	インフラ資産/工作物
件 名	普通河川改修（平成 26 年度以前整備分）/土留
所 在 地	郡山市
取得年月日	平成 27 年 3 月 31 日
開 始 時 見 積 金 額	6,405,029,462 円 開始時見積金額は公有財産台帳記載の取得価額をもとに算定されていることを確認した。 （平成 29 年度末減価償却累計額 2,802,254,465 円、耐用年数 40 年・経過年数 3 年）
⑥ 準用河川改修	
区 分	インフラ資産/工作物
件 名	準用河川改修（平成 26 年度以前整備分）/土留
所 在 地	郡山市
取得年月日	平成 5 年 11 月 13 日
開 始 時 見 積 金 額	5,618,714,430 円 開始時見積金額は公有財産台帳記載の取得価額をもとに算定されていることを確認した。 （平成 29 年度末減価償却累計額 3,654,217,499 円、耐用年数 40 年・経過年数 3 年）



## 貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産		0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	0	0	0
		土地	0	0	0
		建物（取得価額）	0	0	0
		建物減価償却累計額	0	0	0
		工作物（取得価額）	0	0	0
		工作物減価償却累計額	0	0	0
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
	インフラ資産	有形固定資産	8,517,210	8,739,613	222,403
		土地	2,553,654	2,676,976	123,322
		工作物（取得価額）	13,494,339	13,857,278	362,939
		工作物減価償却累計額	▲7,557,983	▲7,820,826	▲262,843
		その他の有形固定資産	27,200	26,185	▲1,015
無形固定資産		0	0	0	
建設仮勘定	144,565	234,682	90,117		
その他の固定資産	1,231	819	▲412		
資産の部合計		8,663,006	8,975,114	312,108	

## 河川費に係る分析

（単位：千円）

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度
計算書	行政収入 (a)	109,180	199,015
	行政費用 (b)	760,089	835,082
	うち、減価償却費 (c)	268,193	264,970
	行政収支差額 (a-b)	▲650,909	▲636,067
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		35.3%	31.7%
資産の部合計 (d)		8,663,006	8,975,114
インフラ資産（工作物）取得額 (e)		13,494,339	13,857,278
〃	減価償却累計額 (f)	▲7,557,983	▲7,820,826
〃	老朽化率 (f/e)	56.0%	56.4%

減価償却累計額の増

工 作 物	<u>262,843 千円</u>	
行政コスト計算書の減価償却費	<u>264,970 千円</u>	
差額	<u>2,127 千円</u>	→過年度修正なし

(4) スポーツ振興費

取引 30 億円以上の資産を選定した中で、郡山総合運動場はスポーツ振興費に計上されている。

	款	項	目
一般会計	教育費	保健体育費	スポーツ振興費

⑦郡山総合運動場	
区分	事業用資産/土地
件名	郡山総合運動場
所在地	郡山市開成 1 丁目 4
取得年月日	昭和 37 年 4 月 1 日
開始時 見積金額	4,370,827,500 円 既存の公有財産台帳については、市町村合併に伴う承継により取得しているものもあり、資料等がない上に、取得からかなりの期間が経過しているため、取得時の価格を付すことは現実的に不可能な資産もある。当該資産はそのような資産に該当するため、固定資産台帳の登録価格は、台帳を整備する段階で、固定資産税評価額を基に算出している。

スポーツ振興費には、体育館費、運動場費、屋内水泳場費、スポーツ広場費、アイスアリーナ費、磐梯熱海スポーツパーク費、西部地区体育施設費が含まれている。

## 貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産		0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	14,491,488	18,922,516	4,431,028
		土地	10,152,759	10,242,636	89,877
		建物（取得価額）	10,403,473	14,644,729	4,241,256
		建物減価償却累計額	▲6,338,961	▲6,916,013	▲577,052
		工作物（取得価額）	1,541,084	2,773,239	1,232,155
		工作物減価償却累計額	▲1,266,867	▲1,822,075	▲555,208
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
	インフラ資産	有形固定資産	0	0	0
		土地	0	0	0
		工作物（取得価額）	0	0	0
		工作物減価償却累計額	0	0	0
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
建設仮勘定		3,195,207	6,882	▲3,188,325	
その他の固定資産		307,831	154,299	▲153,532	
資産の部合計		17,994,526	19,083,697	1,089,171	

## 行政コスト計算書

（単位：千円）

勘定科目	平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A
行政収入(a)	94,553	62,987	▲31,546
行政費用(b)	946,755	1,340,872	394,117
うち、減価償却費(c)	290,507	322,183	31,676
行政収支差額(a)-(b)	▲852,222	▲1,277,885	▲425,663
減価償却費割合(c)/(b)	30.7%	24.2%	▲6.5%

減価償却累計額の増

建 物	577,052 千円	
工 作 物	555,208 千円	
計	<u>1,132,260 千円</u>	
行政コスト計算書の減価償却費	<u>322,183 千円</u>	
差額	<u>810,077 千円</u>	→説明済み

スポーツ振興費のうち、体育館費、運動場費、屋内水泳場費については次のとおりである。

スポーツ振興費のうち体育館費（細目／細々目）に係るものは下記のとおりである。

体育館費の貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成28年度 A	平成29年度 B	差額 B-A	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	3,895,698	3,638,009	▲257,689
		土地	2,407,391	2,407,391	0
		建物（取得価額）	3,606,388	3,606,388	0
		建物減価償却累計額	▲2,137,722	▲2,393,011	▲255,289
		工作物（取得価額）	22,554	22,554	0
		工作物減価償却累計額	▲2,913	▲5,313	▲2,400
	建設仮勘定	46,904	2,916	▲43,988	
	その他の固定資産	6,612	1,680	▲4,932	
資産の部合計		3,949,214	3,642,605	▲306,609	

※ 金額のある科目のみ表示

スポーツ振興費のうち体育館費に係る分析

(単位：千円)

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度
計 算 書 行政 コスト	行政収入 (a)	23,323	24,314
	行政費用 (b)	202,028	216,420
	うち、減価償却費 (c)	85,087	94,600
	行政収支差額 (a-b)	▲178,703	▲192,106
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		42.1%	43.7%
資産の部合計 (d)		3,949,214	3,642,605
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		5.1%	5.9%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		3,606,388	3,606,388
〃	減価償却累計額(※) (f)	▲2,137,722	▲2,393,011
〃	老朽化率 (f/e)	59.3%	66.4%
事業用資産（工作物）取得額 (g)		22,554	22,554
〃	減価償却累計額 (h)	▲2,913	▲5,313
〃	老朽化率 (h/g)	12.9%	23.6%

※ 体育館用の建物の耐用年数は47年（償却率0.022）であるが、今期中古資産の耐用年数が変更になり、減価償却累計額を160,730千円増額修正している。その比率は4.4%である。

スポーツ振興費のうち運動場費（細目／細々目）に係るものは下記のとおりである。

運動場費の貸借対照表（資産の部）

(単位：千円)

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
固 定 資 産	事 業 用 資 産	有形固定資産	5,592,303	6,223,792	631,489
		土地	5,387,021	5,476,898	89,877
		建物（取得価額）	2,518,038	2,622,858	104,820
		建物減価償却累計額	▲2,315,571	▲2,335,494	▲19,923
		工作物（取得価額）	907,844	1,365,206	457,362
		工作物減価償却累計額	▲905,029	▲905,676	▲647
	建設仮勘定	354,538	3,966	▲350,572	
	その他の固定資産	6,160	19,569	13,409	
資産の部合計		5,953,001	6,247,327	294,326	

※ 金額のある科目のみ表示

スポーツ振興費のうち運動場費に係る分析

(単位：千円)

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度
計 算 書	行政収入 (a)	32,222	33,323
	行政費用 (b)	182,108	308,798
	うち、減価償却費 (c)	25,353	23,967
	行政収支差額 (a-b)	▲149,886	▲275,475
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		13.9%	7.8%
資産の部合計 (d)		5,953,001	6,247,327
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		3.1%	4.9%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		2,518,038	2,622,858
〃	減価償却累計額 (f)	▲2,315,571	▲2,335,494
〃	老朽化率 (f/e)	92.0%	89.0%
事業用資産（工作物）取得額 (g)		907,844	1,365,206
〃	減価償却累計額 (h)	▲905,029	▲905,676
〃	老朽化率 (h/g)	99.7%	66.3%

土 地 : フットボールセンター用地 87,879 千円増  
 建 物 : フットボールセンター整備 104,820 千円増  
 工 作 物 : " 457,362 千円増

スポーツ振興費のうち屋内水泳場費（細目／細々目）に係るものは下記のとおりである。

屋内水泳場費の貸借対照表（資産の部）（単位：千円）

勘定科目		平成28年度 A	平成29年度 B	差額 B-A	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	0	4,268,023	4,238,023
		建物（取得価額）	0	4,136,436	4,136,436
		建物減価償却累計額	0	0	0
		工作物（取得価額）	0	131,587	131,587
		工作物減価償却累計額	0	0	0
	建設仮勘定	2,793,794	0	▲2,793,794	
	その他の固定資産	14,866	15,497	631	
資産の部合計		2,808,630	4,283,520	1,474,890	

※ 金額のある科目のみ表示

※ 屋内水泳場は郡山総合運動場の一角に建設しているため土地は運動場費に含む。

スポーツ振興費のうち屋内水泳場費に係る分析（単位：千円）

項 目		平成28年度	平成29年度
計算書	行政収入 (a)	0	3,131
	行政費用 (b)	0	225,350
	うち、減価償却費 (c)	0	4,965
	行政収支差額 (a-b)	0	▲222,219
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		—	2.2%
資産の部合計 (d)		2,808,630	4,283,520
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		—	5.3%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		0	4,136,436
〃	減価償却累計額 (f)	0	0
〃	老朽化率 (f/e)	—	—
事業用資産（工作物）取得額 (g)		0	131,587
〃	減価償却累計額 (h)	0	0
〃	老朽化率 (h/g)	—	—



(5) 学校施設費

取引 30 億円以上の資産を選定した中で、郡山市立富田中学校は学校施設費に計上されている。

	款	項	目
一般会計	教育費	小中学校費	学校施設費

⑧ 郡山市立富田中学校	
区分	事業用資産/土地
件名	郡山市立富田中学校
所在地	郡山市富田町字細田 1-1
取得年月日	昭和 61 年 6 月 2 日
開始時 見積金額	3,967,982,000 円 既存の公有財産台帳については、市町村合併に伴う承継により取得しているものもあり、資料等がない上に、取得からかなりの期間が経過しているため、取得時の価格を付すことは現実的に不可能な資産もある。当該資産はそのような資産に該当するため、固定資産台帳の登録価格は、台帳を整備する段階で、固定資産税評価額を基に算出している。

郡山市は、市内に市立小学校 61 校、市立中学校 28 校の校舎及び校庭を所有している。学校施設費として、市は土地建物に係る費用負担はするが、人件費については学校用務員や調理員のみを負担している。上記の富田中学校や西田学園義務教育学校も同様である。ただし、教員は県職員であるため教員人件費は県の負担である。

## 貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産		0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	69,898,028	71,949,043	2,051,015
		土地	37,372,563	37,560,463	187,900
		建物（取得価額）	68,023,794	71,539,893	3,516,099
		建物減価償却累計額	▲36,517,568	▲38,479,190	▲1,961,622
		工作物（取得価額）	3,532,687	4,392,251	859,564
		工作物減価償却累計額	▲2,513,448	▲3,064,374	▲550,926
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	739	739	
	インフラ資産	有形固定資産	0	0	0
		土地	0	0	0
		工作物（取得価額）	0	0	0
		工作物減価償却累計額	0	0	0
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
建設仮勘定		1,726,238	118,769	1,607,469	
その他の固定資産		154,523	54,548	▲99,975	
資産の部合計		71,778,789	72,123,099	344,310	

学校施設費に係る分析

(単位：千円)

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度
計 算 書	行政収入 (a)	2,298	2,143
	行政費用 (b)	2,513,713	2,375,881
	うち、減価償却費 (c)	1,886,459	1,955,693
	行政収支差額 (a-b)	▲2,511,415	▲2,373,738
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		75.0%	82.3%
資産の部合計 (d)		71,778,789	72,123,099
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		3.5%	3.3%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		68,023,794	71,539,893
〃	減価償却累計額 (f)	▲36,517,568	▲38,479,190
〃	老朽化率 (f/e)	53.7%	53.8%
事業用資産（工作物）取得額 (g)		3,532,687	4,392,251
〃	減価償却累計額 (h)	▲2,513,448	▲3,064,374
〃	老朽化率 (h/g)	71.1%	69.8%

減価償却累計額の増

建 物	1,961,622 千円
工 作 物	550,926 千円
計	2,512,548 千円
行政コスト計算書の減価償却費	1,955,693 千円
差額	556,855 千円

小中学校運動場夜間照明

取得価額増	524,975 千円
減価償却累計額増	437,288 千円
556,855 千円－437,288 千円＝119,567 千円	

(6) 美術館費

	款	項	目
一般会計	教育費	社会教育費	美術館費

⑨郡山市立美術館	
区 分	事業用資産/建物
件 名	郡山市立美術館/主
所 在 地	郡山市安原町字大谷地 130-2
取得年月日	平成 4 年 7 月 1 日
開 始 時 見 積 金 額	3,826,119,370 円 開始時見積金額は公有財産台帳記載の取得価額をもとに算定されていることを確認した。 (平成 29 年度末減価償却累計額 1,913,059,675 円、耐用年数 50 年・経過年数 25 年)

## 貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産		0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	2,191,460	2,122,829	▲68,631
		土地	146,958	146,958	▲161
		建物（取得価額）	3,946,430	3,956,553	10,123
		建物減価償却累計額	▲1,901,928	▲1,980,682	▲78,754
		工作物（取得価額）	0	0	0
		工作物減価償却累計額	0	0	0
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
	インフラ資産	有形固定資産	0	0	0
		土地	0	0	0
		工作物（取得価額）	0	0	0
		工作物減価償却累計額	0	0	0
		その他の有形固定資産	0	0	0
無形固定資産	0	0	0		
建設仮勘定		10,746	140,886	130,140	
その他の固定資産		3,394,011	3,384,996	▲9,015	
資産の部合計		5,596,217	5,648,711	52,494	

## 美術館費に係る分析

（単位：千円）

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度
計算書	行政収入 (a)	63,073	21,790
	行政費用 (b)	355,204	341,027
	うち、減価償却費 (c)	79,161	78,754
	行政収支差額 (a-b)	▲292,131	▲319,237
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		22.3%	23.1%
資産の部合計 (d)		5,596,217	5,648,711
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		6.3%	6.0%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		3,946,430	3,956,553
"	減価償却累計額 (f)	▲1,901,928	▲1,980,682
"	老朽化率 (f/e)	48.2%	50.1%

(7) 清掃費

取引 30 億円以上の資産を選定した中で、郡山市富久山クリーンセンターは清掃費に計上されている。

	款	項	目
一般会計	衛生費	清掃費	清掃費

⑩ 郡山市富久山クリーンセンター	
区 分	事業用資産/工作物
件 名	郡山市富久山クリーンセンター/据付機械装置
所 在 地	郡山市富久山町福原字北畑 1-2
取得年月日	平成 8 年 4 月 1 日
開 始 時 見 積 金 額	3,384,820,000 円 開始時見積金額は公有財産台帳記載の取得価額をもとに算定されていることを確認した。 (平成 29 年度末減価償却累計額 3,384,819,999 円、耐用年数 17 年・経過年数 21 年)
⑪ 郡山市富久山クリーンセンター	
区 分	事業用資産/建物
件 名	郡山市富久山クリーンセンター/主
所 在 地	郡山市富久山町福原字北畑 1-2
取得年月日	平成 8 年 5 月 31 日
開 始 時 見 積 金 額	3,221,480,000 円 開始時見積金額は公有財産台帳記載の取得価額をもとに算定されていることを確認した。 (平成 29 年度末減価償却累計額 1,826,579,139 円、耐用年数 38 年・経過年数 21 年)

清掃費には、富久山クリーンセンター費のほか公衆便所費、ごみ収集費、河内クリーンセンター費、衛生処理センター費が含まれる。

## 貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産	未収金	601	561	▲40	
	不納欠損引当金	0	0	0	
	その他の流動資産	0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	9,394,858	10,726,764	1,331,906
		土地	925,941	925,780	▲161
		建物（取得価額）	10,207,445	9,377,784	▲829,661
		建物減価償却累計額	▲7,016,911	▲6,383,715	633,196
		工作物（取得価額）	21,578,043	23,504,539	1,926,496
		工作物減価償却累計額	▲16,299,660	▲16,697,624	▲397,964
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
	インフラ資産	有形固定資産	0	0	0
		土地	0	0	0
		工作物（取得価額）	0	0	0
		工作物減価償却累計額	0	0	0
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
	建設仮勘定	5,184	1,694	▲3,490	
	その他の固定資産	8,495	3,766	▲4,729	
	資産の部合計		9,409,138	10,732,785	▲1,323,647

## 行政コスト計算書

（単位：千円）

勘定科目	平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A
行政収入(a)	889,201	834,218	▲54,983
行政費用(b)	4,155,249	4,108,725	▲46,524
うち、減価償却費(c)	548,422	651,721	103,299
行政収支差額(a)-(b)	▲3,266,048	▲3,274,507	▲8,459
減価償却費割合(c)/(b)	13.2%	15.9%	2.7%

建物の減少が 829,661 千円あり、主にこの部分の減価償却累計額が減少した。建物の減価償却累計額が 633,196 千円減少しているが、上記 829,661 千円を加味すると 196,465 千円減価償却累計額は増加している。

減価償却累計額の増

建	物(*)	196,465 千円	(829,661－633,196)
工	作	物	397,964 千円
	計	594,429 千円	
行政コスト計算書の減価償却費		651,721 千円	
	差額	57,292 千円	→過年度修正はない

(\*)建物の減少 829,661 千円あり。主にこの部分の減価償却累計額が減少した。

清掃費のうち富久山クリーンセンター費（細目／細々目）に係るものは下記のとおりである。

富久山クリーンセンター費の貸借対照表（資産の部）（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産		601	561	▲40	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	5,559,506	5,233,873	▲325,633
		土地	510,516	510,516	0
		建物（取得価額）	5,530,477	5,074,102	▲456,375
		建物減価償却累計額	▲3,187,316	▲2,872,383	314,933
		工作物（取得価額）	17,459,855	17,422,065	▲37,790
		工作物減価償却累計額	▲14,754,026	▲14,900,427	▲146,401
	その他の固定資産	1,935	0	▲1,935	
資産の部合計		5,562,042	5,234,434	▲327,608	

※ 金額のある科目のみ表示



清掃費のうち富久山クリーンセンター費に係る分析

(単位：千円)

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度
計 算 書	行政収入 (a)	489,709	454,360
	行政費用 (b)	1,296,199	1,277,589
	うち、減価償却費 (c)	322,324	330,660
	行政収支差額 (a-b)	▲806,490	▲823,229
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		24.9%	25.9%
資産の部合計 (d)		5,562,042	5,234,434
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		23.3%	24.4%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		5,530,477	5,074,102
〃	減価償却累計額 (f)	▲3,187,316	▲2,872,383
〃	老朽化率 (f/e)	57.6%	56.6%
事業用資産（工作物）取得額 (g)		17,459,855	17,422,065
〃	減価償却累計額 (h)	▲14,754,026	▲14,900,427
〃	老朽化率 (h/g)	84.5%	85.5%

清掃費のうち河内クリーンセンター費（細目／細々目）に係るものは下記のとおりである。

河内クリーンセンター費の貸借対照表（資産の部）（単位：千円）

勘定科目		平成28年度 A	平成29年度 B	差額 B-A	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	2,670,937	3,421,916	750,979
		土地	111,506	111,506	0
		建物（取得価額）	1,779,173	1,805,532	26,359
		建物減価償却累計額	▲1,533,467	▲1,579,677	▲46,210
		工作物（取得価額）	2,412,388	3,336,593	924,205
		工作物減価償却累計額	▲98,663	▲252,038	▲153,375
	その他の固定資産	4,615	2,307	▲2,308	
資産の部合計		2,675,552	3,424,223	748,671	

※ 金額のある科目のみ表示

清掃費のうち河内クリーンセンター費に係る分析（単位：千円）

項 目		平成28年度	平成29年度
計算書	行政収入 (a)	399,121	379,571
	行政費用 (b)	877,496	943,532
	うち、減価償却費 (c)	147,180	202,225
	行政収支差額 (a-b)	▲478,375	▲563,961
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		16.8%	21.4%
資産の部合計 (d)		2,675,552	3,424,223
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		32.8%	27.6%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		1,779,173	1,805,532
〃	減価償却累計額 (f)	▲1,533,467	▲1,579,677
〃	老朽化率 (f/e)	86.2%	87.5%
事業用資産（工作物）取得額 (g)		2,412,388	3,336,593
〃	減価償却累計額 (h)	▲98,663	▲252,038
〃	老朽化率 (h/g)	4.1%	7.6%

## (8) 道路維持費

	款	項	目
一般会計	土木費	道路橋りょう費	道路維持費

⑫ 三穂田熱海線	
区 分	インフラ資産/工作物
件 名	三穂田熱海線
所 在 地	郡山市三穂田町富岡字遠原 46 番地先
取得年月日	昭和 62 年 3 月 16 日
開 始 時 見 積 金 額	3,351,911,892 円 開始時見積金額は、再調達価格で算定されていることを確認した。 (平成 29 年度末減価償却累計額 1,766,457,562 円、耐用年数 60 年・経過年数 31 年)
⑬ 牛庭大槻線	
区 分	インフラ資産/工作物
件 名	牛庭大槻線
所 在 地	郡山市安積町牛庭 3 丁目
取得年月日	平成 23 年 3 月 30 日
開 始 時 見 積 金 額	3,039,850,280 円 開始時見積金額は、再調達価格で算定されていることを確認した。 (平成 29 年度末減価償却累計額 361,742,178 円、耐用年数 60 年・経過年数 7 年)

## 貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産		0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	1,233,149	1,212,513	▲20,636
		土地	33,538	33,538	0
		建物（取得価額）	544,668	580,594	35,926
		建物減価償却累計額	▲459,273	▲476,977	▲17,704
		工作物（取得価額）	1,531,023	1,532,135	1,112
		工作物減価償却累計額	▲416,807	▲456,777	▲39,970
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
	インフラ資産	有形固定資産	322,235,855	316,961,726	▲5,274,129
		土地	75,273,171	75,243,388	▲29,783
		工作物（取得価額）	456,132,938	457,304,332	1,171,394
		工作物減価償却累計額	▲209,171,042	▲216,445,049	▲7,274,007
		その他の有形固定資産	788	859,055	858,267
	無形固定資産	2,016	1,008	▲1,008	
建設仮勘定	1,554,656	9,574,044	8,019,388		
その他の固定資産	12,591	11,251	▲1,340		
資産の部合計		325,038,267	327,760,542	2,722,275	

道路維持費に係る分析

(単位：千円)

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度
計 算 書	行政収入 (a)	155,648	184,860
	行政費用 (b)	10,145,638	10,421,888
	うち、減価償却費 (c)	7,720,731	7,902,330
	行政収支差額 (a-b)	▲9,989,990	▲10,237,028
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		76.1%	75.8%
資産の部合計 (d)		325,038,267	327,760,542
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		3.1%	3.2%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		544,668	580,594
〃	減価償却累計額 (f)	▲459,273	▲476,977
〃	老朽化率 (f/e)	84.3%	82.2%
事業用資産（工作物）取得額 (g)		1,531,023	1,532,135
〃	減価償却累計額 (h)	▲416,807	▲456,777
〃	老朽化率 (h/g)	27.2%	29.8%
インフラ資産（工作物）取得額 (i)		456,132,938	457,304,332
〃	減価償却累計額 (j)	▲209,171,042	▲216,445,049
〃	老朽化率 (j/i)	45.9%	47.3%

減価償却累計額の増

事業用資産	建	物	17,704 千円	
		工 作 物	39,970 千円	
インフラ資産	工 作 物		7,274,007 千円	
		計	<u>7,331,681 千円</u>	
行政コスト計算書の減価償却費			<u>7,902,330 千円</u>	
	差額		<u>570,649 千円</u>	→過年度損益修正なし

(9) 観光物産費

取引 30 億円以上の資産を選定した中で、郡山ユラックス熱海費は観光物産費に計上されている。

	款	項	目
一般会計	商工費	商工費	観光物産費

⑭ 郡山ユラックス熱海	
区 分	事業用資産/建物
件 名	郡山ユラックス熱海
所 在 地	郡山市熱海町熱海 2 丁目 148-2
取得年月日	平成 1 年 9 月 30 日
開 始 時 見 積 金 額	3,258,559,900 円 開始時見積金額は公有財産台帳記載の取得価額をもとに算定されていることを確認した。 (平成 29 年度末減価償却累計額 1,824,793,516 円、耐用年数 50 年・経過年数 28 年)

## 貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産		0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	2,153,447	2,101,641	▲51,806
		土地	587,794	588,181	387
		建物（取得価額）	3,383,014	3,406,361	23,347
		建物減価償却累計額	▲1,846,378	▲1,921,901	▲75,523
		工作物（取得価額）	96,720	119,040	22,320
		工作物減価償却累計額	▲67,703	▲90,040	▲22,337
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
	インフラ資産	有形固定資産	20,084	21,448	1,364
		土地	5,235	5,235	0
		工作物（取得価額）	19,260	21,096	1,836
		工作物減価償却累計額	▲4,411	▲4,883	▲472
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
建設仮勘定	12,798	0	▲12,798		
その他の固定資産	5,510	0	▲5,510		
資産の部合計		2,191,839	2,123,089	▲68,750	

## 行政コスト計算書

（単位：千円）

勘定科目	平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A
行政収入 (a)	22,332	23,454	1,122
行政費用 (b)	573,236	627,735	54,499
うち、減価償却費 (c)	76,705	77,826	1,121
行政収支差額 (a)-(b)	▲550,904	▲604,281	▲53,377
減価償却費割合 (c)/(b)	13.4%	12.4%	▲1.0%

## 減価償却累計額の増

事業用資産	建物	75,523 千円	
	工作物	22,337 千円	
インフラ資産	工作物	472 千円	
	計	98,332 千円	
行政コスト計算書の減価償却費		77,826 千円	
	差額	22,506 千円	→過年度損益修正なし

観光振興費のうち郡山ユラックス熱海費（細目／細々目）に係るものは下記のとおりである。

郡山ユラックス熱海費の貸借対照表（資産の部）（単位：千円）

勘定科目		平成28年度 A	平成29年度 B	差額 B-A	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	2,003,105	1,936,320	▲66,785
		土地	481,436	481,436	0
		建物（取得価額）	3,280,742	3,280,742	0
		建物減価償却累計額	▲1,775,793	▲1,841,563	▲65,770
		工作物（取得価額）	44,115	44,115	0
		工作物減価償却累計額	▲27,395	▲28,410	▲1,015
	建設仮勘定	10,962	0	▲10,962	
	その他の固定資産	5,510	0	▲5,510	
資産の部合計		2,019,577	1,936,320	▲83,257	

※ 金額のある科目のみ表示

郡山ユラックス熱海費に係る分析（単位：千円）

項 目		平成28年度	平成29年度
計算書	行政収入 (a)	4,338	4,084
	行政費用 (b)	232,574	235,682
	うち、減価償却費 (c)	72,328	72,295
	行政収支差額 (a-b)	▲228,236	▲231,598
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		31.1%	30.7%
資産の部合計 (d)		2,019,577	1,936,320
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		11.5%	12.2%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		3,280,742	3,280,742
〃	減価償却累計額 (f)	▲1,775,793	▲1,841,563
〃	老朽化率 (f/e)	54.1%	56.1%
事業用資産（工作物）取得額 (g)		44,115	44,115
〃	減価償却累計額 (h)	▲27,395	▲28,410
〃	老朽化率 (h/g)	62.1%	64.4%

観光物産費の行政費用の中には、観光振興に関する事業、補助金の交付に係る費用などがあるが、最も金額が大きい物件費の多くを占めるのは郡山ユラックス熱海の指定管理料である。



## (10) 荒井北井土地区画整理事業特別会計

件名
荒井北井土地区画整理事業 道路維持課引継路線 土地分

⑮ 荒井北井土地区画整理事業	
区 分	建設仮勘定
件 名	荒井北井土地区画整理事業 道路維持課引継路線 土地分
所 在 地	郡山市
取得年月日	平成 27 年 3 月 31 日
開 始 時 見 積 金 額	3,097,307,427 円 開始時見積金額は区画整理課が把握する取得価額をもとに算定されていることを確認した。

## 貸借対照表 (資産の部)

(単位：千円)

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A
流動資産		0	81,865	81,865
	現金預金	0	81,865	81,865
固定資産	事業用資産	0	0	0
	インフラ資産	0	0	0
	建設仮勘定	4,624,830	4,624,830	0
	その他の固定資産	0	0	0
資産の部合計		4,624,830	4,706,695	81,865

※ 金額のある科目のみ表示

## 行政コスト計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A
行政収入 (a)	120	139,661	139,541
行政費用 (b)	1,784	1,682	▲102
うち、減価償却費 (c)	0	0	0
行政収支差額 (a)-(b)	▲1,664	137,979	139,643
減価償却費割合 (c)/(b)	—	—	—

減価償却費なし

## (11) 伊賀河原土地区画整理事業特別会計

件名
伊賀河原土地区画整理事業 平成 26 年度以前分

⑩ 伊賀河原土地区画整理事業	
区 分	建設仮勘定
件 名	伊賀河原土地区画整理事業 H26 年度以前分
所 在 地	郡山市
取得年月日	平成 27 年 3 月 31 日
開 始 時 見 積 金 額	8,344,305,434 円 開始時見積金額は区画整理課が把握する取得価額をもとに算定されていることを確認した。

## 貸借対照表 (資産の部)

(単位：千円)

勘定科目	平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A
流動資産	31,164	28,875	▲2,289
現金預金	31,164	28,875	▲2,289
固定資産			
事業用資産	0	0	0
インフラ資産	0	0	0
建設仮勘定	8,847,814	9,177,109	329,295
その他の固定資産	0	0	0
資産の部合計	8,878,978	9,205,984	327,006

※ 金額のある科目のみ表示

## 行政コスト計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A
行政収入 (a)	123	2,331	2,208
行政費用 (b)	51,011	62,121	11,111
うち、減価償却費 (c)	0	0	0
行政収支差額 (a)-(b)	▲50,887	▲59,790	▲8,903
減価償却費割合 (c)/(b)	—	—	—

減価償却費なし

## (12) 郡山市総合地方卸売市場特別会計

件名
総合地方卸売市場

⑰ 郡山市総合地方卸売市場	
区 分	事業用資産/土地
件 名	郡山市総合地方卸売市場
所 在 地	郡山市大槻町字向原 114
取得年月日	平成 10 年 10 月 21 日
開 始 時 見 積 金 額	5,291,249,901 円 開始時見積金額は財産を管理する所管課からの照会金額をもとに算定している。ただし、当該金額に誤りがあることが判明しているため、公有財産台帳の取得価額である 5,448,140,447 円に修正予定となっている。
⑱ 郡山市総合地方卸売市場	
区 分	事業用資産/建物
件 名	郡山市総合地方卸売市場
所 在 地	郡山市大槻町字向原 114
取得年月日	平成 13 年 12 月 20 日
開 始 時 見 積 金 額	4,436,783,875 円 開始時見積金額は公有財産台帳記載の取得価額をもとに算定されていることを確認した。 (平成 29 年度末減価償却累計額 2,342,621,872 円、耐用年数 31 年、経過年数 16 年)

## 貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産	現金預金	0	0	0	
	未収金	8,459	8,459	0	
	不納欠損引当金	0	0	0	
	その他の流動資産	0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	10,283,152	9,989,556	▲293,596
		土地	5,291,250	5,291,250	0
		建物（取得価額）	9,382,080	9,389,640	7,560
		建物減価償却累計額	▲4,403,489	▲4,697,477	▲293,988
		工作物（取得価額）	156,345	156,345	0
		工作物減価償却累計額	▲143,034	▲150,201	▲7,168
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
	インフラ資産	有形固定資産	0	0	0
		土地	0	0	0
		工作物（取得価額）	0	0	0
		工作物減価償却累計額	0	0	0
		その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	
	建設仮勘定	5,940	5,940	0	
その他の固定資産	0	0	0		
資産の部合計		10,297,551	10,003,955	▲293,596	

総合地方卸売市場特別会計に係る分析

(単位：千円)

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度
計 算 書	行政収入 (a)	341,340	339,852
	行政費用 (b)	589,288	598,737
	うち、減価償却費 (c)	302,407	301,156
	行政収支差額 (a-b)	▲247,948	▲258,885
減価償却費の行政費用に占める割合 (c/b)		51.3%	50.3%
資産の部合計 (d)		10,297,551	10,003,955
行政費用の総資産に占める割合 (b/d)		5.7%	6.0%
事業用資産（建物）取得価額 (e)		9,382,080	9,389,640
〃	減価償却累計額 (f)	▲4,403,489	▲4,697,477
〃	老朽化率 (f/e)	46.9%	50.0%
事業用資産（工作物）取得額 (g)		156,345	156,345
〃	減価償却累計額 (h)	▲143,034	▲150,201
〃	老朽化率 (h/g)	91.5%	96.1%

減価償却累計額の増

建 物	293,988 千円
工 作 物	7,168 千円
計	301,156 千円
行政コスト計算書の減価償却費	301,156 千円
差額	0 千円

## (13) 富田第二土地区画整理事業特別会計

件名
富田第二土地区画整理事業 引継未了路線 工作物・土地分

⑭ 富田第二土地区画整理事業	
区 分	建設仮勘定
件 名	富田第二土地区画整理事業 引継未了路線 工作物・土地分
所 在 地	郡山市
取得年月日	平成 29 年 3 月 31 日
開 始 時 見 積 金 額	4,355,199,421 円 開始時見積金額は区画整理課が把握する取得価額をもとに算定されていることを確認した。

## 貸借対照表 (資産の部)

(単位：千円)

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A
流動資産		0	45,000	45,000
	現金預金	0	45,000	45,000
固定資産	事業用資産	0	0	0
	インフラ資産	0	0	0
	建設仮勘定	6,798,165	6,881,925	83,760
	その他の固定資産	0	0	0
資産の部合計		6,798,165	6,926,925	128,760

※ 金額のある科目のみ表示

## 行政コスト計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A
行政収入 (a)	11,951	5,275	▲6,675
行政費用 (b)	9,962	38,186	28,224
うち、減価償却費 (c)	0	0	0
行政収支差額 (a)-(b)	1,989	▲32,911	▲34,900
減価償却費割合 (c)/(b)	—	—	—

#### IV 公有資産有効活用状況について

市が保有する財産は、地方自治法第 237 条の財産の管理及び処分において公有財産、物品、債権並びに基金とされている。

このうち、公有財産については、地方自治法第 238 条の公有財産の範囲及び分類において、行政財産と普通財産に分類されている。

公用又は公共の用に供するための「行政財産」については、条例等に位置付けられた設置目的のために、各事業所管所属において維持管理を行っている。

「普通財産」は、行政財産以外の財産と規定され、原則、公有資産マネジメント課で維持管理や貸付等を行っている。

##### 1 普通財産の利用

市の取組としては、個々の財産の位置、規模、周辺の土地利用状況、土地利用に関する計画や規制に応じた活用策を採用するとともに、地域や社会の要請及び市の財政事情を勘案し、有効活用を推進している。具体的には、売却による処分を基本とするが、一時貸付けや定期借地権による貸付等、個々の財産の特性に応じた方策を検討することになっている。

普通財産管理費の事業別財務諸表（一部抜粋）は下記のとおりである。

貸借対照表（資産の部）（単位：千円）

勘定科目		平成 28 年度 A	平成 29 年度 B	差額 B-A	
流動資産	未収金	159	0	▲159	
	不納付欠損金	0	0	0	
	その他の流動資産	0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	10,248,443	10,097,610	▲150,833
		土地	9,840,041	9,735,444	▲104,597
		建物（取得価額）	1,545,749	1,539,176	▲6,573
		建物減価償却累計額	▲1,172,049	▲1,208,890	▲36,841
		工作物（取得価額）	467,091	467,091	0
		工作物減価償却累計額	▲432,389	▲435,211	▲2,822
		その他の有形固定資産	0	0	0
		無形固定資産	0	0	0

インフラ資産	有形固定資産	0	0	0
	土地	0	0	0
	工作物（取得価額）	0	0	0
	工作物減価償却累計額	0	0	0
	その他の有形固定資産	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0
	建設仮勘定	0	0	0
	その他の固定資産	0	0	0
資産の部合計		10,248,602	10,097,610	▲150,992

行政コスト計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成28年度 A	平成29年度 B	差額 B-A
財産収入	17,588	17,456	▲132
その他行政収入	85	75	▲10
行政収入小計(a)	17,673	17,531	▲142
行政費用(b)	52,456	87,565	35,109
行政収支差額(a)－(b)	▲34,783	▲70,034	▲35,251

普通財産の価額は平成30年3月31日現在総額で10,097,610千円であり、このうち年額10万円以上貸付料を徴収しているものは下記のとおりである。

<土地>

財産名称	所在地	面積 (㎡)	貸付額 (千円)	固定資産台帳価額 (千円)
郡山看護専門学校 貸付	字上亀田	3,637.63	1,586	129,500
郡山警察署駅前交番	駅前	125.51	1,352	9,473
旧安積保育所跡地	安積	1,032.95	1,148	27,890
蟹沢山林	中田町高倉	109,882.00	821	1,758
郡山北警察署富田交番	町東	544.00	786	33,791
一般住宅敷（菜根四丁目）	菜根	1,772.29	734	64,334
その他 上野山 貸付	字上野山	3,131.77	706	33,823
その他 竹ノ内 診療所 貸付 (建物含む)	西田町三丁目	870.57	531	5,572



郡山北警察署富久山交番	富久山町福原	377.00	474	9,425
県営住宅（五百淵）貸付	字菜根屋敷	13,430.89	459	409,595
郡山北警察署熱海交番	熱海町熱海	500.00	451	54,500
郡山警察署大槻交番	大槻町	495.00	447	20,968
香久池二丁目廃道敷	香久池	497.78	433	17,662
県営住宅（亀田）貸付	亀田	5,290.58	431	185,699
一般住宅敷（昭和一丁目）	昭和	644.46	387	17,916
一般住宅敷（咲田一丁目）貸付	咲田	752.96	383	27,784
郡山警察署長者交番	長者	115.70	362	4,721
郡山警察署芳賀交番	芳賀	258.86	330	7,714
一般住宅敷（朝日一丁目）	朝日	329.54	328	16,510
その他 桜内 旧農機格納庫	西田町三丁目	1,492.71	313	8,956
郡山警察署麓山交番	麓山	153.02	306	6,060
緑ヶ丘東三丁目 普通財産	緑ヶ丘東	588.69	269	13,052
旧金透小学校教職員住宅	池ノ台	396.87	244	17,772
旧郡山市立三代小学校	湖南町三代	7,907.03	221	41,033
郡山警察署笹川交番	笹川	213.62	210	4,678
その他 荻河原 旧大沢選果所	熱海町安子島	1,656.81	164	12,426
一般住宅敷（開成三丁目）	開成	207.84	152	8,023
麦塚宅地	大槻町	251.00	126	5,924
その他 柏山町 宅地	柏山町	170.32	124	5,661
一般住宅敷（麓山一丁目）貸付	麓山	125.01	108	4,950
郡山警察署西田駐在所	西田町三丁目	382.25	107	2,446
合計		157,234.66	14,493	1,209,616

※上記の他 10 万円未満のものがあり、合計収入は 15,258,647 円である。

建物については、湖南町三代にある旧郡山市立三代小学校のみで、貸付額は 1,666 千円、固定資産台帳価額は 89,785 千円であり、他に 10 万円未満のものはない。

普通財産合計約 100 億円のうち、上記表の通り年間 10 万円以上貸付収入がある普通財産が約 13 億円、その他、震災関連で使用している施設等が約 15 億円、県等に無償で使用させている（使用貸借）普通財産が約 50 億円ある。

県等に使用貸借に供している主な普通財産は下記のとおりである。

(単位：千円)

財産名称	固定資産台帳評価額
福島県産業交流館	2,204,741
逆池下雑種地	529,086
福島県ハイテクプラザ	492,150
福島県総合療育センター	248,883
福島県郡山自然の家	193,436
福島県警察郡山運転免許センター	193,344
消防本部・貸付	169,060
その他	1,066,446
合 計	5,097,146

#### 【意見】

普通財産はそもそも売却を前提とするものであり経済的合理性を追求するものである。普通財産の利用に関しては、長期間廉価で賃貸されているものが多く、近隣の相場を反映した価格にするべきであり定期的に賃貸料を見直すべきである。また、使用状況等についても定期的に確認をし、必要とあれば契約解約を検討し早期に売却を図るべきである。

県等に無償で使用させている（使用貸借）普通財産が約 50 億円あるが、使用貸借契約ではなく、賃貸借契約とするなど価値化する必要があるのではないかと考える。

## 2 公有財産の活用状況

市の取組としては、施設等利用者の利便性の向上や、新たな財源確保の観点から、貸付けや行政財産目的外使用許可による行政財産余剰スペースの有効活用を推進している。

具体的には、建物内の余剰スペースには、自動販売機の設置や広告・デジタルサイネージ等の設置を、建物の屋根・壁面には、太陽光発電設備の設置や広告・デジタルサイネージ等の設置を、敷地内の余剰スペースには、自動販売機の設置や太陽光発電設備の設置を推進している。

また、新たな財源の確保並びに施設の知名度、集客力及びサービス向上を図ることを目的として、ネーミングライツの付与に関する事業を実施している。

### (1) 余剰スペースの有効活用－公募による自動販売機の設置

施設名等	設置台数(台)	貸付料(円)
郡山市役所	12	9,235,041
郡山市ユラックス熱海	4	3,066,646
郡山総合体育館	3	2,874,594
郡山市音楽・文化交流館 及び郡山市民文化センター(1・2・4階)	4	2,787,624
開成山弓道場、開成山陸上競技場、東部体育館、 西部サッカー場、郡山庭球場	5	2,109,687
郡山市こども総合支援センター	3	1,803,591
郡山労働福祉会館及び郡山地域職業訓練センター	2	1,534,898
郡山しんきん開成山プール	3	1,426,010
中央公民館・勤労青少年センター	2	921,650
郡山市保健所	2	920,956
ヨーク開成山スタジアム	2	755,309
郡山市郡山駅西口駐車場	3	725,336
郡山総合福祉センター	1	618,134
郡山市民文化センター(大ホール・談話コーナー)	2	587,462
郡山市富久山総合学習センター	1	580,509
大安場史跡公園	2	563,298
西部体育館	1	539,506

郡山青少年会館	2	493, 109
磐梯熱海スポーツパーク及びアイスアリーナ	3	464, 694
郡山庭球場	1	431, 605
郡山中央図書館	2	426, 465
郡山安積総合学習センター	1	418, 117
郡山市水道局庁舎	1	381, 551
西部第二体育館	2	375, 494
郡山市花かつみ豊心園	1	323, 704
大槻公園	2	200, 750
西部スポーツ広場	1	187, 388
郡山男女共同参画センター	1	157, 354
郡山市民ふれあいプラザ	1	138, 473
郡山市水道局荒井浄水場	1	128, 761
郡山市障害者福祉センター	1	107, 900
西部サッカー場	1	61, 863
郡山市老人福祉センター寿楽荘 及び郡山市日和田地域交流センター	2	53, 950
郡山市立美術館	1	53, 950
郡山市畜産振興センター	1	43, 160
郡山市下水道管理センター	1	37, 765
合 計	78	35, 536, 304

(2) 余剰スペースの有効活用－太陽光発電設備の設置

建物の屋根・壁面及び敷地内の余剰スペースに太陽光発電設備の設置を推進することになっているが、現状では実績はない。

【意見】

自動販売機の設置による貸付料は 35, 536 千円と多額になっている。

売電価格は当初よりも下がってきており賃料収入に関しても計画の見直しが必要となる可能性もある。余剰スペースの有効活用については、新たな手法の採用も含め検討を進めるべきと考える。

(3) 広告事業－ヨーク開成山スタジアム壁面利用

	区画	収入額
第1ブロック（ライトスタンド側）	5	1,330,829円
第2ブロック（レフトスタンド側）	5	1,287,899円
第3ブロック（1塁側）	14	931,499円
第4ブロック（3塁側）	14	903,699円
第5ブロック（ライトスタンド側）	2	388,799円
合 計	40	4,842,725円

(4) ネーミングライツについて

市が所有する施設を有効に活用することにより、新たな財源の確保並びに施設の知名度、集客力及びサービスの向上を図ることを目的として、市と民間事業者等との契約により、対象施設等に使用する愛称の命名権（ネーミングライツ）の付与に関する事業を実施している。

① 対象財産

- ア 知名度が高く多くの利用者が見込めること。
- イ 施設の設置目的の妨げにならないこと。
- ウ その他市長が認めるもの。

② 内容

- ア 対象施設等の愛称を決定する命名権（ネーミングライツ）を付与し、その対価を得る。
- イ ネーミングライツ料は、原則、対象施設等の維持管理や運営に充てる。
- ウ ネーミングライツ・スポンサー（命名権取得者）は公募により選定する。
- エ その他、詳細は「郡山市ネーミングライツ実施に関する基本方針」及び「郡山市ネーミングライツ実施に関する事務マニュアル」の基づき実施する。

③ 平成 29 年度実施状況

実施施設	取得企業	命名権による呼称	ネーミングライツ料（年額）
開成山球場	株式会社ヨークベニマル	ヨーク開成山スタジアム	5,100,000 円
開成山屋内水泳場	郡山信用金庫	郡山しんきん開成山プール	2,100,000 円

※消費税を除く。なお、郡山しんきん開成山プールは H29.7.1～の導入のため平成 29 年度の収入額は 1,702,553 円である。

④ 平成 29 年度入札状況

実施施設	応募件数	取得企業	命名権による呼称	ネーミングライツ料（年額）
郡山市民文化センター	3 件	福島県商工信用組合	けんしん郡山文化センター	5,200,000 円
郡山総合体育館	1 件	株式会社宝来屋本店	宝来屋郡山総合体育館	3,200,000 円
開成山陸上競技場	3 件	郡山ヒロセ電機株式会社	郡山ヒロセ開成山陸上競技場	2,200,000 円

※消費税除く

けんしん郡山文化センターについては次で述べる。

### 3 けんしん郡山文化センターについて

市民文化センターは、平成 29 年度事業別財務諸表によると、土地 3,203,258 千円、建物 7,246,316 千円で、合計 10,449,574 千円があり、建物の減価償却累計額 4,586,945 千円であるので減価償却累計額を控除すると 5,862,629 千円となる。

行政コスト計算書は、建物の減価償却費 161,147 千円を含む行政収支差額は 421,741 千円の支出超過である。

市民文化センターのネーミングライツ料として、平成 30 年度より年間 5,200 千円受け取ることになっている。

#### ○ けんしん郡山文化センターの概要

正式名称	郡山市民文化センター
愛称	けんしん郡山文化センター
管理運営	指定管理方式 (公財)郡山市文化・学び振興公社
開館	昭和 59 年 11 月
最大収容	大ホール 2,004 席
駐車場	なし(麓山地区文化施設共同駐車場 200 台)
使用料金 (全日使用の場合)	大ホール(入場料 3,000 円以上の場合)
(平日)	349,200 円
(土日祝)	419,100 円
(加算)	冷暖房加算
施設	中ホール、展示室、会議室、リハーサル室、練習室、和室、集会室、特別会議室
平成 29 年度実績	(大ホールのみの実績)
利用日数	213 日
利用者数	216,883 人
利用料収入	36,600,140 円

○ 施設利用状況

指定管理者である(公財)郡山市文化・学び振興公社の平成 29 年度事業報告書によると、施設の利用状況は次のとおりである。(括弧内は前年度実績)

区分	利用者数(人)	利用日数(日)	施設利用料金 収入額(円)	減免額(円)
大ホール	216,883 (218,606)	213 (205)	36,600,140 (41,220,342)	31,948,170 (22,342,650)
中ホール	72,881 (76,663)	185 (187)	14,103,850 (16,296,900)	13,302,600 (14,219,160)
展示室 会議室等	190,111 (156,888)	2,044 (2,057)	10,892,960 (13,516,208)	18,713,430 (14,097,890)
合計	479,875 (452,157)	2,442 (2,449)	61,596,950 (71,033,450)	63,964,200 (50,659,700)

大ホールの施設利用料金収入額 36,600,140 円を土日祝日の利用料金 419,100 円で割ると 87.3 日となり、これを 12 か月で割ると約 7 日である。

けんしん郡山文化センター(以下「文化センター」という。)は設立当初、都市型で駐車場がなく歩いて来館する施設として作られた。地下の駐車場と北側の駐車場はあるが主催者専用の駐車場として利用され、一般客の駐車場は歩いて 4~5 分のところにある麓山地区文化施設共同駐車場がある。

麓山地区文化施設として郡山市中央図書館、21 世紀記念公園のくつろぎ広場(とんがりふれあい館、麓山荘)、郡山市歴史資料館、郡山市公会堂、郡山市中央公民館がある。文化センターは麓山地区ではないが利用することになっている。文化センターまでの距離は、坂道となっているが約 400 メートルである。

歩いてくる施設となっているが、以前は堤下地区には有料駐車場があり、麓山地区文化施設共同駐車場が満車のときや急いでいるときは利用されていたが、最近では分譲マンションになってしまい、近くの大規模商業施設に駐車したり、コンビニエンスストアに駐車したりして大規模商業施設には「文化センターを利用するお客様は駐車場を利用しないでください」とされ、コンビニエンスストアには「20 分以上駐車しないでください」と掲示されている。文化センターと言いながら、迷惑施設となってしまっている。

【意見】

文化センターは公の施設で、住民の福祉を増進する目的を持って設けら



れているので、地域の迷惑施設になってはいけない。それどころか、地域の経済に貢献しなければならない。そのためには、歩く楽しみを作り駐車場の確保についても地域の商店や住民にお願いする必要がある。

#### ① 歩く楽しみ

郡山市の中心部から文化センターまで歩いてくる場合 20 分とある。中心部から県道 17 号線（前の国道 4 号線）の下に地下道があって、郡山消防署の脇に出る。そこから堂前地区を通過して文化センターまでは約 600 メートルであるので、楽しく歩けるような仕掛けが必要と思われる。この仕掛けこそが地域経済に良い効果をもたらすと思われる。花を植樹したり郡山市の農畜産物、文化センターの近くにある商店等の販売所を設けたり、試食させながらの販売、飲食スペースなどを沿道に設置したりする必要があるのではないか。

#### ② 駐車場の確保

麓山地区の文化施設のうち、文化センター、郡山市中央図書館、21 世紀記念公園のくつろぎ広場（とんがりふれあい館、麓山荘）、郡山市歴史資料館は基本的に毎週月曜日が休館日で、郡山市公会堂、郡山市中央公民館が第 3 日曜日が休館となっている。駐車場を考えた場合には、文化センターは月曜日以外を休館日とすることを検討すべきと思われる。

郡山市歴史資料館は老朽化しているので、取り壊して駐車場に利用することや、金透小学校、橘小学校の校庭を土日祝日に駐車場として利用するなど、市の公有資産の利用を図るほか、はやま通りと文化通りの間にある堂前地区には、郡山税務署がある。麓山公園の隣には福島地方裁判所郡山支部があり、これらの駐車場は土日などは駐車禁止となっている。また近くには税務職員や裁判所職員が借りている月極駐車場もたくさんある。これらの駐車場を地域の町内会や商店街などが管理に責任を持ちながら利用することも検討すべきではないか。土日利用可とする立て札を置いて利用してもらう方法や、インターネットを使って利用できる駐車場の時間を掲示し、利用者がクレジットカードで代金を払って駐車できる駐車場シェアリングサービスの導入も検討すべきである。ちなみに、県の福島県合同庁舎は駐車場を開放している。

土日は県道 17 号線（前の国道 4 号線）沿いの事務所や金融機関は休みであり、税務署、裁判所も休みであるので、はやま通りから文化通りへの道路は車があまり通行しない状態になるので、道路の一方を駐車場にするなど堂前地区の道路を土日だけ有料駐車場にすることも検討されたい。

#### 4 土地開発基金保有財産について

土地開発基金は、各種事業を円滑に進めることを目的に、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得する資金に充てるために設置されたものである。

##### (1) 土地開発基金で保有する事業実施が困難な土地の有効活用方針

###### ① 保有する財産の状況確認

###### ア 対象資産

土地開発基金で保有する土地

###### イ 内容

毎年度、事業実施の見直しについて確認を行う

###### ② 他の事業における利用の検討

###### ア 対象資産

土地開発基金で保有する事業実施が困難な土地

###### イ 内容

取得目的以外の事業での利用について検討する

###### ③ 基金の処分

###### ア 対象資産

土地開発基金で保有する事業実施が困難な土地で、市において今後利用する見込みがない財産

###### イ 内容

対象財産については、普通財産にした上で、普通財産の未利用財産として処分・有効活用を行う。

## (2) 土地開発基金保有財産一覧（平成 30 年 3 月 31 日現在）

財産名称	事業課	取得年度	取得価額	面積（㎡）
公共用地先行取得事業用地（安積町）	道路建設課	平成 8 年度	76,025,320 円	717.22
（仮称）風土記の丘公園建設事業用地	文化振興課	平成 8 年度 他	7,046 円	724.00
（仮称）熱海多目的運動広場建設事業用地	スポーツ振興課	平成 9 年度	48,916,800 円	13,588.00
（仮称）守山城空堀跡用地	文化振興課	平成 13 年度	38,465,000 円	1,099.00
西田埋立処分場第一期、第二期埋立地取得事業用地	清掃課	平成 17 年度	69,667,565 円	77,318.55
守山城跡史跡整備事業用地	文化振興課	平成 27 年度	28,082,831 円	4,699.62
県中都市計画道路事業内環状線用地	都市政策課	平成 29 年～ 平成 30 年	1,282,935 円	24.23
合 計			262,447,497 円	98,170.62

## 【意見】

計画が 10 年以上前のものであれば当初に比して経済状況・社会情勢は大きく変化しており計画見直しは必須であろう。また未使用資産の長期保有は長期間資金が固定化されてしまい他の有効な利用ができない状態である。事業実施が確実なもの以外は保有すべきではなく、保有期間が 20 年を超えているものについては売却を検討すべきである。